

## 明治四四年会社法改正の歴史的展開と 会社法学説史・第二部

はし が き

浅 木 慎 一

「明治四四年会社法改正の歴史的展開と会社法学説史・第一部——明治末期における会社法学の歩み」を神戸学院法学二八巻一号に掲載したのは、平成一〇年（一九九八年）四月のことであるから、丸三年にわたって、この研究を中断していたことになる。此の度、ようやく一応の形が整い、第二部が完成した。この間、平成一三年（二〇〇一年）四月に明治学院大学法学部に移籍したため、本来であれば、神戸学院法学に論稿を掲載させていただくのは厚かましいことであるが、たまたま平成四年（一九九二年）の同時期に神戸学院大学に赴任することになった西尾信一教授が平成一三年三月をもってご退職されることになり、そのご退職記念号に、商法講座担当の元同僚（大先輩を相手に同僚と記すのは心苦しい限りであるが）として、寄稿させていただくことができた。神戸学院大学法学会のご高配に感謝申し上げます。

五、植民地会社法制の展開

① 沖縄県

② 台湾

③ 朝鮮

④ 国策会社法制

六、商法改正案をめぐって

1、起草案公表までの概略

2、起草関係者の解説

3、会社法改正案要旨

① 商事会社と民事会社

② 会社の合併

③ 会社の組織変更

④ 会社機関の代表権

⑤ 取締役および監査役の資格

⑥ 取締役および監査役の責任の連帯

⑦ 検査役

⑧ 財産目録の調整

⑨ 株式の併合

⑩ 社債

⑪ 清算会社

⑫ 罰則

4、新聞紙社説の概観

5、法律新聞掲載の諸論

6、商法学者による改正案の検討

① 毛戸勝元による検討

② 松本丞治による検討

七、明治四四年改正会社法の改正手法の先例としての意義——結語に代えて

1、明治四四年改正会社法の成立

2、改正手法の先例としての意義

## 五、植民地会社法制の展開

明治期、とりわけ日清戦争後における明治末期の大日本帝国は、東アジアに覇を唱え、列強に伍して植民地の獲得を国策として推進した。その過程における植民地会社法制の展開を整理しておこう。

### ① 沖縄県

台湾の接収（明治二八年、一九八五年）によって、わが国の版図内にはじめて大日本帝国憲法が当然に適用される地域とそうでない地域、すなわち「内地」と「外地」という二地域を生じた。台湾接収によって、北海道および沖縄県は内地に編入されたわけであるが、それまでの歴史的経緯から、北海道および沖縄県が、完全に内地と同等に扱われたわけではない。

商法の適用について述べれば、沖縄県においては、本土におけるいわゆる旧商法施行延期論とはまったく無関係に、最後まで旧商法が施行されることはなかったようである。すなわち、「沖縄県ニ商法施行延期ノ件」（明治

二三年法律第一〇三号)は、「明治二十三年法律第三十二号商法ハ沖繩県ニ於テハ当分ノ内之ヲ施行セス」と定めていた。この法律は、明治二十三年一〇月八日に裁可され、同日公布されたものである。その後、右法律が廃止された形跡はみられないから、本土に旧商法会社法が施行された明治二十六年(一八九三年)七月一日以降にあっては、沖繩県に旧商法会社法は施行されなかったのではないかと思われる。

## ② 台湾

接収後の台湾に関しては、「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」(明治二十九年法律第六三号)が定められた。同法によれば、台湾総督は、台湾総督府評議会の議決を得た後、拓殖務大臣を経て勅裁を得たうえで、法律の効力を有する命令を発することができるものとされ(一、二条)、総督に条件付で委任立法権が付与された。臨時緊急を要する場合、台湾総督は、評議会の議決および勅裁を要することなく、直ちに命令を発することができた(三条)。なお、現行法または将来公布される法律のうち、その全部または一部を台湾に施行すべきときは、勅令をもって定めるものとされた。

右の法律に基づき、明治二十二年七月一六日に「民事商事及刑事ニ関スル律令」(明治二十二年律令第八号)が台湾総督によって発布された。その第一条本文は「民事商事及刑事ニ関スル事項ハ民法商法刑法民事訴訟法刑事訴訟法及其付属法律ニ依ル」ものと定め、私法関係については、原則としてわが民法商法が台湾にも適用されたのである。同時に「民事商事及刑事ニ関スル律令施行規則」(明治二十二年律令第九号)が発布され、私法関連について述べれば、土地に関する権利、民事手続法における裁判所・司法大臣・公証人および執達吏の職務等に特例が設けられた。

右の法律は、時限立法として制定されたが(六条)、その後もほぼ同じ内容の時限立法として繰り返し制定をみ



ている（細かな相違の一端を挙げると、明治三九年法律第三一号では、総督の命令発布手続の要件から、評議会の議決が消滅している）。

以上によれば、台湾における一般商法会社法は、原則として内地と同様であったということができよう。

③ 朝鮮

わが国は、韓国を併合（明治四十三年、一九一〇年）の後、その国号を改め、朝鮮と称する措置をとった（明治四十三年勅令第三一九号）。

併合後の朝鮮に関しても、台湾の例にならって「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」（明治四十四年法律第三〇号）が制定された。同法によれば、朝鮮総督は、内閣総理大臣を経て勅裁を得たうえで、朝鮮において法律を要する事項を総督の命令（制令と称される）をもって規定することができるものとされた（一、二、六条）。臨時緊急を要する命令は、勅裁を得る手続を後回しにすることができた（三条）。内地法のうち、全部または一部を朝鮮に施行すべきときは、勅令をもって定めることができるものとされ（四条）、総督の命令は、朝鮮に施行された法律勅令に反することはできないものとされた（五条）。なお付言すれば、右法律は、これに先立つ同じ内容の勅令（明治四十三年勅令第三二四号）をそのまま法律としたものである。

右法律に基づき、明治四十五年三月一八日、朝鮮総督の名をもって公布されたのが「朝鮮民事令」と称される制令である（明治四十五年制令第七号）。同制令第一条によれば、「民事ニ関スル事項ハ本令其ノ他法令ニ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外左ノ法律に依ル」と定められ、商事に関しては、同条八号に商法、同条九号に明治三三年法律第一七号（すなわち、商法中署名スヘキ場合ニ関スル法律）、同条一〇号に商法施行法、同条一一号に明治三三年法律第三二号（すなわち、旧商法典）、同条一二号に商法施行条例が掲げられていた。朝鮮人相互間の法律行為

については、法令中公の秩序に関しない規定と異なる慣習がある場合はその慣習による（一〇条）とされ、朝鮮人の能力に関する規定についても、朝鮮の慣習が尊重されたが（一一条）、朝鮮民事令に依る限り、商法会社法に關しては、ほぼ内地法（日本法）が適用される構造になつていたと評価できよう。

④ 国策会社法制

わが国のアジア大陸進出に大きな貢献をしたのは、いわゆる国策会社である。とりわけ、鉄道事業を目的とした国策会社が、初期の大陸進出過程に果たした役割が大きいと見える。このような、鉄道事業会社の法源として重要なものは、「外国ニ於テ鉄道ヲ敷設スル帝国会社ニ關スル法律」（明治三三年法律第八七号）である。この法律は、後に南滿州鉄道株式会社法の根本の法源として位置づけられることになった（もちろん、制定当初は、そのようなことは意図されていなかったようである）。右の法律は、「帝国臣民ニシテ外国ニ於テ鉄道ヲ敷設シ運輸業ヲ営ム為ニ帝国内ニ於テ設立スル会社ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設ケ之ニ準拠セシムルコトヲ得」と規定し、法律によらず、勅令による会社立法を可能ならしめていた。

右の法律に基づいて公布されたのが「外国ニ於テ鉄道ヲ敷設スル帝国会社ニ關スル件」（明治三三年勅令三六六号）である。全一一か条からなり、同勅令に特別の規定がないときは商法および付属法令の規定が適用されるものとされ（一条）、商法の特別法という形をとっていた。

さらに、右法律に基づいて、とくに特殊会社法として制定された勅令として「京釜鉄道株式会社ニ關スル件」（明治三六年勅令二九二号）がある。この勅令は、「外国ニ於テ鉄道ヲ敷設スル帝国会社ニ關スル件」の特別法という形をとっていた（一条）。したがって、京釜鉄道株式会社法は、商法からみれば、特別法のさらに特別法ということになる。

明治末期の国策会社として最も重要なものは、やはり南満州鉄道株式会社であろう。

南満州鉄道株式会社法の直接の法源は、明治三十九年六月七日に公布された勅令である「南満州鉄道ニ関スル件」(明治三十九年勅令第一四一号)といえる(明治三十九年勅令第二四三号によって一部改正)。南満州鉄道株式会社法が、法律によらず、勅令という形をとった特別立法となったのは、結局、先に述べた「外国ニ於テ鉄道ヲ敷設スル帝国会社ニ関スル法律」に準拠した結果であろうと思われる。

南満州鉄道株式会社法に関しては、商法的観点から、志田鉀太郎が詳細な検討をなしているが、この特殊会社法が、わが国の一般会社法をめぐる議論に何らかの貢献を果たしたと思われる形跡は見出し得ない<sup>(386)</sup>。

鉄道事業会社以外で、明治末期の国策会社として有名なものとしては、韓半島における農業拓殖を目的に設立された東洋拓殖株式会社がある。この会社は、明治四一年八月二六日日本法律第六三号および隆熙二年八月二七日韓国法律第二二号という両国の法を法源とするものである(両国法の内容は実質的に同一である)。ただ、当時の韓国には一般会社法が欠けていたようであり、そのため、規定がないものについては、日本商法が準用されている(韓法二二条)。この会社法についても、商法的見地から考察を加えた論稿がみられるが、同様に、わが一般会社法をめぐる議論に直接の貢献をなすものではないようである<sup>(387)</sup>。

(386) 志田鉀太郎「南満州鉄道株式会社法(1)―(3)」法協二四卷七号(明治三十九年)九二七頁以下、二四卷九号一二五八頁以下、二四卷一〇号一四一六頁以下。なお、この他にも松波仁一郎「南満州鉄道会社ノ法律的觀察」明治学報一〇四号(明治三十九年)五頁以下がある。

(387) 高橋繁三「東洋拓殖会社法論」法協二七卷(明治四二年)七五一頁以下。

## 六、商法改正案をめぐって

### 1、改正案公表までの概略

すでに第四章で概観したように、明治三二年商法とりわけ会社法の諸規定の解釈をめぐっては、活発な学説の展開がなされてきた。しかしながら、「正当に解釈を下したとしても商法典の規定自身が時勢の要求に應ずることができず実際の取引上不便を感じる程度が激増するので」<sup>(388)</sup>、明治三九年（一九〇六年）六月、松田正久司法相の下、司法省内に法律取調委員会が設置されることになった。

このとき、商法をはじめ、非訟事件手続法、登記法および競売法等に関する審査を行うため任命された委員は、志田鉦太郎の記述によれば、田部芳、富谷銚太郎、齋藤十一郎ら一〇名であったとされている。<sup>(389)</sup>

その翌年、明治四〇年（一九〇七年）に至り、明治四〇年勅令第一三三号をもって、法律取調委員会規則が制定された（明治四〇年四月二〇日公布、同日施行）。この規則に基づいて構成された委員会が従来の商法改正作業を引き継いだようである。

この委員会において、商法修正主査委員および商法修正特別委員に就任した者は、以下のとおりである。すなわち、商法修正主査委員は、穂積八束、奥田義人、齋藤十一郎、梅謙次郎、岡野敬次郎、富井政章、田部芳、河村讓三郎、鳩山和夫、富谷銚太郎、原嘉道および元田肇の一二名であり、このうち商法修正特別委員（同時に審議された刑法施行法および監獄法における起草委員に相当する）となったのは、梅謙次郎、岡野敬次郎、田部芳、齋藤十一郎および富谷銚太郎の五名である。<sup>(390)</sup> 右の顔ぶれを見れば、明治三二年商法の制定の際に、法典調査会委員の任にあった者の多くが再び登場していることがわかる（とりわけ商法修正特別委員はそうである）。

法律取調委員会においては、まず商法修正特別委員が原案を確定し、これを主査委員会の議に付したうえて、その決議案を法律取調委員会総会で討議して、草案を確定したようである。<sup>(391)</sup>

明治四三年（一九一〇年）七月に至り、商法改正案は、まず都下の各新聞紙上に発表された。うち、法律新聞には、「商法改正案要領」と題して、明治四三年七月一〇日発行の六五二号に、「第一総則の部」として二項目が、「第二会社の部」として前半二八項目が、同年七月一五日発行の六五三号に、「第二会社の部」の後半五項目および罰則九項目が、同年七月二〇日発行の六五四号に、「第三商行為の部」として、(一)総則二項目、(二)運送営業四項目、(三)倉庫営業二項目、(四)保険四項目が、「第四手形の部」として一〇項目が、「第五海商の部」として三項目が、各々発表されている。さらに、同年七月三〇日発行の六五六号においては、「現行商法対照商法中改正案」と題した改正案が掲載されている。同様のものは、法学志林一二巻八号付録として法学志林にも収録されているが、こちらには「法律取調委員会決議」と明記されている。この「商法中改正案」は、「商法中左ノ通改正ス」として、改正条文案を明記し、現行商法中の参照条文を細字で添付するという形式によるものである（後掲資料3参照）。

(388) 志田鉦太郎・日本商法典の編纂と其改正一一七頁（昭和八年）。

(389) 同前一二一一—一二二頁。

(390) 雑報「法律取調委員会」法学新報一七巻七号（明治四〇年）一八四—一八五頁。

(391) 志田・注(388)前掲一一八頁参照。

## 2、起草関係者の解説

改正案公表の直後に、商法修正特別委員の任にあり、実際に起草委員の中心として起草にあたった斎藤十一郎

が、改正案について法律新聞に寄稿している<sup>(392)</sup>。斎藤は、今回の改正案について、「急を救ふ為の修正として適當なる範圍で<sup>(393)</sup>」とりまとめたものであり、「主として實際上の不便を除去し実際に適切なる規定を得んと力めた次第である<sup>(394)</sup>」と、繰り返して、その緊急性を強調している。斎藤の述べる改正の趣旨に関して、やや長くなるが、立法に携わる者としての冷静な姿勢が表明されている箇所を引用しておこう。

「改正の大趣旨に就ては世間でも認めて居る如くに誰の口よりも殆ど同一轍に出る事であらうと思ふが、要するに現行商法の規定は時勢の要求に伴はないのであつて実際の取引上不便を感じる程度が年々歳々増加すると云ふ点に帰着する、而して又実施後十一年間の経験に依つても条文の意義が未だ確定せないものがある、或は右と解釈し或は左と解釈されて、裁判例の如きものも基礎が鞏固であつて何人も之を標準として夫に準拠すると云ふ位の程度迄に確的なものとして定つて居るものは余り多くない、夫故に裁判所で確定するのを待て居る訳に往かない、実は立法の方法で意義を確定すると云ふ事は萬已むを得ざる場合に於て為さねばならぬ事であらうと思ふが、時勢の進歩に伴ふて規定事項其物を改正する必要がある場合に於て従来疑義として適用上困難を感じらるる部分も合せて改正すると云ふ事は是亦適當の事であらうと思ふ、夫で今回修正を加へた条項は右の如き事柄を改正したものがあり又疑義を明確にした点もあるのである、併し大体に於ては改正の急に迫つて居る部分のみの改正に範圍を止めたので、商法の規定の根本的改正と云ふものは更に他日を期さねばなるまいと思ふ<sup>(395)</sup>」。

今回の改正は、緊急のものとはいへ、商法施行後初めて経験する大きな改正であつた。そこで採られた手法は、これに続くわが国の会社法改正作業の先例的意義を有するものであつたと評価しえよう。とりわけ、改正案を広く斯界に公表して意見を求める段階を踏むという手法は、先例として高く評価しえる。この点につき、斎藤は以下のように述べている。

「今回修正案を公けにした趣旨を余一己の考へとして案ずるのに、商法の如き商事関係の原則法とも云ふべき又商事に従事して居る者の総てを羈束すべき法律の修正規定の如きは、成べく広く之を世に示して長く且つ深く研究せしめ諸般の批評論議等を参照して採用するに足るべきものがあれば之を採用するに吝やまならず、完璧のものに致したいと云ふ当局者の意見であらうと思ふ」<sup>(396)</sup>。

改正案の要諦に關して、法律取調委員会幹事の肩書きをもつて、山内確三郎司法省参事官が同じく法律新聞で解説をしている。会社編の改正に關する山内の解説を概観しておこう。

山内によれば、会社編の改正中、「最も主要なる修正の事項と認むべきものは」<sup>(398)</sup>、会社の取締役・代表社員・清算人等について共同代表を認められた点、営利を目的とする会社はすべて商法に依る会社とした点、会社合併につき広汎な規定を設けた点、組織変更に關する規定を設けた点、会社重役の連帶責任を定めた点、社債募集に關する規定を定めてことに間接募集のことを明らかにした点および罰則を嚴格にした点であると述べている。<sup>(399)</sup>それ以外は「細かい点」<sup>(400)</sup>であるとされており、例として、總會招集の手續、決議無効の訴に關する手續等について解釈上疑義のある点を明文をもつて明らかにした、といったことを挙げている。<sup>(401)</sup>

山内がとくに紙幅を割いて言及した改正点を概観してみよう。

まず、会社の合併については、以下のように述べられている。「合併に就て考へると嚴格なる細かい規定を定めると云ふ事になると極めて窮屈に陥るのであつて……規定の窮屈なる結果として全く合併の手續は弾力がないと云ふような結果に立至ると云ふ恐れもあるので……合併に就ては細かい嚴格なる規定を置くと云ふ事は止め……唯設立に準じて……責任者を定める、換言すれば発起人に準ずべきものを何人にするかと云ふ事に就て特別の規定を置て或程度に止め、其他は何等の規定をもしないのである」<sup>(402)</sup>とした。そのうえで、「唯問題となつて居

る異種の会社が合併をする事が出来るや否やと云ふ点に就ては、異種の会社も合併する事を得ると云ふ事をも同時に明らかにしたのである<sup>(40)</sup>と述べている。

組織変更については、次のように解説している。すなわち、組織変更は「会社が其人格を保存して、其形を変へぬと云ふのが本質となるのであるから其本体を変更すると云ふ趣意に於て組織を変更すると云ふ事は認めてないのである……夫で根本の責任が無限責任である所の会社が、有限責任である所の会社に変はると云ふことは元より之を認めないと云ふ趣意になつて居る」<sup>(41)</sup>。

財産目録の調製にあつて、評価益の計上を禁止した点について、「本来秩序ある会社なら此修正案通りにして居るべき筈である」<sup>(42)</sup>と述べ「財産の時価と資本とを差引いたものを直に利益とすると云ふ事は非常に無意味である」旨を強調して、「規定が簡単であると屢々弊<sup>しばしば</sup>が起るから夫を悉皆<sup>すつかり</sup>遣り替へて実<sup>じつ</sup>際今日の会社が遣つて居る、又さうして遣らなければならぬと云ふ標準を、財産の取得価格と云ふことに定めて了つた」<sup>(43)</sup>として居る。右のことは配当の基礎となる会社の利益計算の面から言えることである。「乍併<sup>しやひながら</sup>財産目録を作ると云ふ事は必ず利益計算のみを目的とするのではないので、会社は法人として其財産を以て債権者に責任を負担しなければならぬ……故に会社の財産は会社の債権者に対する所の担保である」<sup>(44)</sup>とし、「さう云ふ関係から会社の安固を謀る為めには若し現在価格が取得価格に下る時には現在価格を以て会社の財産の価格として債権者を保護せねばならぬ、故に財産の時価が取得価格より多い時には財産の買入価格以上に見積る事は許さないと云ふ事になつて居るのである」<sup>(45)</sup>と述べている。

民事会社についての解説は以下のとおりである。「民事会社に就ては民法の規定に於て之が商事会社となつて居ないと云ふ為めに少くとも解釈上種々な疑問が起る……から、民事会社は従て之を商事会社とすると云ふ事を明



かにして、其会社には商行為及び商人に関する規定を準用して会社編の規定の適用を受ると云ふ事を明かにする必要があるのである<sup>(40)</sup>。

罰則規定については、以下のように述べている。「(株式) 会社の重役は責任が極めて重い者であると云ふ事は勿論の話であつて若し会社財産が全部或は一部重役の非行に依て滅失するやうな場合に於て、一面に財産のみが責任を負ふと云ふ事と、一面に会社取引の範圍が非常に広く関係者が多いと云ふ事を考へると、其重役の非行の責任は單純の背信行為と同一視する事は出来ない、故に刑法の広汎なる規定のみに依て会社重役の責任を定めるよりは商法の規定に定めてある所の重役の義務を基本として、其義務違反の重大なる者に就て明かに明文を以て罰則を定めると云ふ事の必要がなければならぬのである」<sup>(41)</sup>。

(392) 齋藤十一郎「商法改正案に就て」法律新聞六五六号(明治四三年)一一九頁以下。

(393) 同前一二〇頁。

(394) 同前。

(395) 同前一一九頁。

(396) 同前一二〇頁。

(397) 山内権三郎「商法改正の要点」法律新聞六五六号(明治四三年)一二二頁以下。

(398) 同前一二二頁。

(399) 同前。

(400) 同前。

(401) 同前。

(402) 同前。

(403) 同前。

(404) 同前一二三頁。

(405) 同前。

(406) 同前。

(407) 同前。

(408) 同前。

(409) 同前。

(410) 同前。

(411) 同前一二三頁。

### 3、会社法改正案要旨

会社法の改正趣旨が最も簡明にまとめられているのは、起草委員である斎藤十一郎の講演録である。<sup>(412)</sup>立憲国民  
党商法調査委員会の求めに応じたもので、きわめてわかり易く語っている。前節に掲げた解説と重複する部分も  
あるが、会社法の改正の要点を、この講演録を参照して拾い上げておこう。

#### ① 商事会社と民事会社

商法上の会社と民法上の営利法人とが両々相対しているため實際上、不便・疑義を生じている。商事会社が民  
法上の行為を兼業する事は判例が認めているが、民法上の営利法人が商行為を兼業しうるか否か定かでない。商  
事会社が民事会社となり、民事会社が商事会社となることできないと思われる。民事会社と商事会社との合併  
もできないと思われる。<sup>(413)</sup>

そこで「其不便を救ふために此改正案に於ては民法の営利法人を商法の会社と見做すと云ふ趣意を採つて、夫れと牽連して民法の営利法人即ち商法の会社と見做さるる所の其の会社の行為には商行為に關する規定を準用すると云ふ箇条を設け<sup>(44)</sup>」た。

## ② 会社の合併

会社の合併には吸収合併と新設合併とがあるが、とくに後者の場合の規定が不備であるといえる。新設合併については、現行法の設立に關する規定を適用する趣意であつたろうと思われるが、当該規定の適用にあたり、合併決議とその実行との間の連絡がとれていない。具体的には、二個の会社が合併して新たな会社ができる場合、発起人にあたる者は誰かという問題がある<sup>(45)</sup>。

そこで、これを補つて「合併に因りて会社を設立する場合に於ては定款の作成其の他設立に關する行為は各会社に於て選任したる者共同して之を為すことを要す<sup>(46)</sup>」(四十四条の四)と致し<sup>(46)</sup>た。「而して此選任された者が例へば株式会社の新設せらるる場合には乃ち発起人の地位に當る者である此点を規定すれば即ち此連絡を付ける規定があつたならばアトは現行法の適用で防げないものと信じた<sup>(47)</sup>」のである。

次に、「株主總會に於て合併の決議を為したるときは其決議の日より第八十一条の規定に従ひ本店の所在地に於て登記を為すまでは株主は其記名株を讓渡することを得ず」と規定した現行二二三条二項を削除するといふ点である。この規定がある結果、「世間で会社の合併を行ふ事を躊躇する、故に此規定を削つて貰ひたいと云ふ案が二年許り続いて議會に現はれたのである。今回の改正案に於ては本条を設け置くの必要なしとして之を削除<sup>(48)</sup>」した。

## ③ 会社の組織変更

合名会社を合資会社に変更し、また合資会社を合名会社に変更することは、とりわけ便宜であるため、法律上

これを許すこととした。<sup>(49)</sup>

なお、会社の組織変更については取調会においても議論があり、合名会社や合資会社を株式会社に変更する事も認めるべきであるという意見もあった。しかし、「人を基礎と為す性質を有する会社をば、財産乃ち物を基礎とする所の会社に更めると云ふ事(は)……相容れざる所の性質を付与することになる、是れ理論に於て許すべからざる点であろうと思ふ、……況んや實際の必要なしと思ふ、……従つて学理にも合はない点でありますから人的会社は人的会社、物的会社は物的会社の変更だけを認めたのである」。<sup>(50)</sup>

④ 会社機関の代表権

会社代表機関の代表権は、現行法上、その権限があまりに広大になっているため、世人はかえつて会社を信用する念が薄くなつていゝと思われる。わが国の外資導入政策がうまく運ばない理由のひとつに「法律上の一の理由として外国人間に最も喧ましく唱へられて居る点は此取締役の権限が無限であつて余りに広大である夫故に危険であると云ふ事であり……ソコで如何すれば宜いかと云ふと西洋人の希望としては、会社の役員中に西洋人を加へて日本人と西洋人と共同で代表せしむれば危険を防ぐ事が出来ると云ふ……結局共同代表の制度の必要ありと云ふ事に帰<sup>(42)</sup>する。共同代表はひとり外国人の關係において必要なものではない。さまざまな利益代表たる取締役につき、共同代表の制度が必要であると考えられる。共同代表制は、取締役だけでなく、合名会社の代表社員、合資会社の無限責任社員、株式合資会社の無限責任社員および各会社の清算人についても同様に必要であると認め<sup>(42)</sup>た。

⑤ 取締役および監査役の資格

現行法においては、取締役・監査役たるには株主たる事を要することになっているが、改正案は、この要件を

除いた。その理由は、「他より株を借りて重役になる者が甚だ多いつまり斯様な弊風を杜絶する趣意であ」る。<sup>(423)</sup>

⑥ 取締役および監査役の責任の連帯

現行法上、取締役に任務懈怠があつても、取締役間の責任関係は連帯でないため「甚だ責任が軽いのである、故に連帯責任を負はしむることを規定し、能く責任を重んじて会社の業務に付き、軽卒の事を為さしめない趣意を確定ならしめた」。<sup>(424)</sup>

監査役の責任についても右と同様とし、また取締役と監査役の間にも連帯責任の存する規定を設けた。これらの者の責任を連帯責任としたこととの均衡上、発起人の責任の規定を補う必要もあるから、その責任規定を設け、なおかつ連帯責任とすることを明らかにした。<sup>(425)</sup>

⑦ 検査役

現行法上、検査役を選任すべき場合は限られているが、「改正案に於ては検査役をして会社の事業を検査せしむると云ふ事に重きを置き……総会が是なりとする場合には如何なる場合に於ても、検査役を択んで会社の帳簿等を調査せしむる事が出来るやうに」した。<sup>(426)</sup>

⑧ 財産目録の調製

商法総則の規定において、財産目録を調製するには、財産に価格を付するのであるが、「先づ此案に於ては『時価に超ゆることを得ず』、時価以下に付けても其記載は法律上不都合ではないと云ふ趣意を明かに」した。<sup>(427)</sup>

株式会社については右の規定だけでは不十分である。物的会社である株式会社は、その財産を強固に保存しなければならぬ。「夫故に株式会社に於て利益を配当する場合には必ず其純益を以てせねばならぬ、斯様な趣意からして財産の価格の騰貴から生ずる差額を利益中に組入しめない趣意を採」った。<sup>(428)</sup> すなわち、株式会社の財産目

録に記した財産に「価額を付けるのに時価が廉いか買入値段が廉いか何方か廉い方を取つて価額の標準とする、夫れを超へて価額を付してはならぬと云ふ趣意である」<sup>(49)</sup>。

⑨ 株式の併合

現行法では、たとえば三株を併合して二株とし、一株の失権者を生じさせることはできないと思われる。たとえ株主総会の多数決によろうとも株主の権利を失わせるような決議はできない。「夫故に資本減少の爲めの株式併合に付き法律の規定を要する……無論株主の権利を何処迄も失はしめない」と云ふ主義を貫く事は出来ない其主義を貫けば株式の併合と云ふ事は行はれないのである、併合を支障なく行はんとするにはどうしても端株の株主権を消滅せしむる規定を設けねばならぬ、故に法律の規定を必要として新に株式併合の規定を設け<sup>(49)</sup>た。この規定は、会社の合併による株式併合にも準用された。

⑩ 社債

現行の募集方法の外に明文をもつて社債の総額を一手に引き受けるいわゆる一手引受の規定を設けた。いわゆる間接募集の方法を認めた。社債の分割払込の制度を認めた。<sup>(49)</sup>

⑪ 清算会社

現行法では株式会社清算の場合には清算人が必要と認めた場合に総会を開く事になっているが、清算前と同様に、清算中であつても定時総会を開くべき趣意を認めた。<sup>(49)</sup>

⑫ 罰則

現行法においては、罰則としては過料の制裁のみが認められている。「過料の制裁だけで十分会社の取締が出来ると認めて立法者が過料のみの規定を設けたに非ずして、何れ刑法が改正になるであらうから、刑罰の方は刑法

の規定に譲ると云ふ趣旨で商法に規定しなかつた<sup>(43)</sup>にすぎない。その後、刑法は改正され、その二四七条に背任罪が規定されたが、「会社の基礎を強固にして会社の信用を高める為めにはどうしても会社の業務と云ふものを十分に取締る必要がある……非常に大きな会社に若しも不都合の事あれば一国の経済を紊乱する危険な状態があり得ると云ふ事は夙に御承知の事だらうと思ふ、夫故に会社重役の制裁は刑法の罰則のみでは満足が出来ない……故に現行法の過料と云ふものを認め尚ほ其他に刑罰を認めて体刑と金刑との制裁を規定した……或は外国の立法例に比して随分過酷であると云ふ非難を往々耳にするけれども決して左様な規定でない事は……断言<sup>(44)</sup>」できる。

(412) 斎藤十一郎「商法改正の趣旨」法律新聞六七七号（明治四三年）二〇四頁以下。

(413) 同前二〇七頁参照。

(414) 同前。

(415) 同前参照。

(416) 同前。

(417) 同前二〇七—二〇八頁。

(418) 同前二〇八頁。

(419) 同前参照。

(420) 同前。

(421) 同前二〇九頁。

(422) 同前参照。

(423) 同前。

(424) 同前。

(425) 同前参照。

(426) 同前。

(427) 同前。

(428) 同前。

(429) 同前二〇九―二一〇頁。

(430) 同前二一〇頁。

(431) 同前参照。

(432) 同前参照。

(433) 同前参照。

(434) 同前二一〇―二一一頁。

#### 4、新聞紙社説の概観

商法改正案に対する世上の関心の高さをうかがわせるのは、当時の新聞紙上に公表された社説の多さである。主たるものを概観しておこう。世間の関心が、改正案のどの辺りにあるかがうかがえると思われる。

##### ① 明治四三年七月二七日中外商業新報社説

今次の改正案は、過去一〇年に実際に問題となったことにつき、とくに規定を詳細にするか、規定を厳重にしたように見えると述べ、「例へば会社合併の場合の如き、重役総辞職の場合の如き、総会の効力に関して紛議を生ずる場合の如き、若は重役の制裁を厳重にしたるが如き皆是なり」と指摘したうえで、これらにつき「此点丈にても法律を實際に適切ならしむるが為めには、之を進歩と見て差支なかるべし」と肯定的に評価している。さら



に「其他会社財産の検査に関する事、財産評価を始めとして、財産目録に関する事等に就いて、或は新規規定を設け、或は旧規定を改むる採<sup>な</sup>、可なり相応に手を入れたるが如きも、亦然る可き事と思ふ」と述べている。しかし、「今度の改正は彼の会社不始末破綻を予防せんとする点にも特に注意を加へたらしく、是れが亦今度の改正の善き点には相違なけれど……仔細に研究せば規定の或は窮屈に、若くは嚴重に過ぎたる点の絶無なるを保す可からず」と述べ、「不始末を予防するには成る可く嚴重に、成る可く窮屈にするに如くは無けれど、度を過れば為めに活動を拘束して實際上に幾多の不便をも生ぜん」として、さらなる批評が必要であるとも指摘している。

② 同年七月二八日神戸又新日報社説

具体的に以下の点を指摘して、きわめて肯定的な評価を与えている。すなわち、「会社発起人の責任を明確にせるは以て権利株に依りて一時を僥倖<sup>あやふさ</sup>せんとする彼の泡沫的会社の濫興を防止し経済界の平和を攪乱する機会を減じ得べし、又取締役が其任務を怠りたる時は会社に対し連帯して損害賠償の責に任すべきこととせるは会社の信用を高め取締役をして会社業務に忠実にならしむを得べきなり、現行法に於ては取締役総辞職の場合に何等の規定なきを以て過般北海道炭鉱会社の取締役総辞職を為したるとき会社事務を管掌すべき人なき失態を演出せしが改正案は此場合新に取締役選任せらるるまで退任取締役は依然として其権利義務を有する事と規定せしは至当なり、次に会社財産の評価は現行法にては重役が営業報告に虚偽不正手段を用ゆるの観あれば之を改正して一定の標準を示せるは其当を得たり、尚不正重役等が会社に財産上の損害を加へたる時は五年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処すと明記せるは実に不正重役に対する痛棒なり既に日糖事件<sup>(436)</sup>水産会社其他の破綻に経験ある国民は最も此条項を歓迎すべきや必せり」。

③ 同年八月四日時事新報社説

まず、民事会社を商法上の会社とみなした点を歓迎して「従来鉱山会社の如き営利社団が自ら所有の鉱山を採掘して之を販売するは商法の所謂商行為を行ふものに非ざれば商事会社たる能はざれども同一の社団法人が偶々他人の鉱山より鉱石の供給を受け之を精製して販売すれば其行為は商行為なりと云ふ窮屈なる規定の爲めに同一会社にして民事会社、商事会社の両社名を掲げたるが如き奇観ありしに之を改正せんとするは至当のことと云はざるを得ず」と述べている。次に、会社取締役<sup>取締役</sup>に共同代表制を導入したことにつき「今回数人の取締役が共同して会社を代表するの制限を支配人清算人等を同様<sup>同様</sup>に認むることとしたるは主義に於て我輩の賛成する所にして先年東京市街鉄道会社が合併非合併に就き紛擾<sup>まじまじ</sup>を醸<sup>か</sup>したる際、一方の重役は会社を代表して裁判所に仮処分を申請したるに他の重役は同じく会社を代表して其解除<sup>もと</sup>を要むる等の事件ありて以来この点に関する我法令の不備は外国人にも知れ渡り内外人共同出資の商事会社の如き場合に処して外国人側の利益保護に全からざる所ありとの懸念なきに非ざりしも此の欠点は今度の改正に依りて補ふことを得れば幸なり」と述べる。会社発起人、重役等に対する制裁規定に関する指摘は、以下のとおりである。すなわち、「修正案に拠れば……重役が其任務に背きたる行為をなし会社に財産上の損害を加へたる場合又は発起人、取締役、株式会社合資会社の業務執行社員、監査役、清算人、支配人、検査役の類に新に瀆職罪とも云ふ可き新規定を設け嚴重なる制裁を科せんとするが如くなるも其關係する所重大にして此種の取締役及び制裁余りに過酷なれば適當なる人材を得るに難き他の一方に所謂会社暴<sup>あ</sup>しの類をも誘発するの所あるが故に是等の改正は大に實際家の所説を参照するの要あるべし」。会社の検査の充実に<sup>充</sup>ついては、次のように述べる。すなわち、「会社の検査役選定に關し従来資本の十分の一以上に當る株主が共同して裁判所に請求するを必要とせし規定を拡張して總會に於ても取締役の提出したる書類及び監査役の報告書を調査せしむる爲め特に検査役を選任するを得ることとしたるが本規定に依り会社の財産態状を検査するに容易な

ると共に今後簿記計算の検査に關し専門家を使用するの道開かれ英米の公許計算人の如き制度自然に發達するに至らば望外の仕合と云ふべし」。取締役資格の改正については、以下のように述べる。すなわち、「修正案は取締役を株主以外より選任するを得せしめられたれども其の結果果して如何にある可きや、實際の慣行を見るに重役の所謂持株なるものの中には事実その所有に非ざる株式も固より少なからざる可しと雖も左りとて名実共に財産上全然無關係の重役を認むるの必要何れに在りや、此改正は寧ろ無用と云ふ可きに似たり」。財産目録の調整については、「財産價格に自然増加を認めざる」としたるが如き有益の規定として歓迎するに足る可し」と述べている。

④ 同年八月五日中央新聞社説

この社説は、商法修正案に手放しの賛辞を与えるものではない。むしろ辛口の論評に終始している。修正案の総評として、「吾々をして其志を言はしめば、総て是れ姑息の修正のみ、修正案は現行法文化に比して多少優れるものあるや論なしと雖も之を要するに五十歩百歩なり、従て改正せざるには優れりといふ意味に於て之を認めざるを得べしと雖も、之に對して多くの讃辭を呈するに躊躇せざるを得ず」と述べている。各論についても、以下のように主張している。すなわち、「会社財産の價格を付するに一定の制限を置きて、時価以上に見積るを許さず、取締役監査役の責任を重じて、以て其違乱を防がんとするの趣旨は、甚だ善しと雖も、此の如きは当事者の徳義心發達し、経済界順潮なるの日に於て初めて其効用を見るを得べく、狂熱時代恐慌時代等人心常経を離れ、事物變調を示すの時にありては、たとひ刀鋸鼎鑊を以て之に臨むも、未だ以て横流者を阻止すべからず、況や従來の刑罰を多少加重するに過ぎずと云ふに於てをや、吾々は起草者が折角骨折たるほど、其実効ありや否やを疑ふものなり」。さらにこの社説は、民事会社と商事会社の過去の難問に觸れ、民商統一論を展開している。すなわち、民事会社と商事会社の難問を生じた如きは「商法を民法の外に置きたればこそ、斯る厄介問題を生じたれ、初

より之を統一し置きたらば此の如き失態を見ずして已みたらん、是れ只其一例にて畢竟民商二法を分離し置くことが、今日の時勢にも合はず、又学理上事実上の根柢をも有せざるが為めなれば、早晚此を統一するの快挙に出る事は、吾々の切望する所なり」と述べている。

⑤ 同年八月五日時事新報社説

会社取締役等の制裁規定を嚴重にし、嚴罰主義によつて臨むことに対する慎重論に対し、反駁を加え、嚴罰主義を支持している。すなわち、「現行商法の規定に比較すれば改正案の不正重役に対する制裁が大に加重せられ懲罰の範圍も亦頗る拡大せられたるは一目瞭然たる可し、我輩の所見を以てすれば元來他人の財産を監理しつつある会社の重役は誠心誠意株主及び会社の利益を計らざる可からず、苟も不正なる行為に依りて一般株主に損害を及ぼすが如きことあるまじきは論ずるまでもなき所にして若しも重役が其任務に背き又は其他の不正行為を敢てしたるが為めに会社及び株主に損害を蒙らしめたる場合に於て其制裁を嚴正ならしむるは固より非難す可きことに非ず、現行商法の規定に拠れば是辺の用意寧ろ不充分なるを免れざりしが故に今回の改正案は其精神に於て我輩の異議なき所なれども唯現行法に比して一躍その規定を峻嚴ならしめたる觀あるを以て一部世間の非難を招くに至りしは遺憾なりと云ふ可し」と述べる。あまりの嚴罰主義が斯界の経験者を会社事務から遠ざげるとの非難は、一面の真理ではあるが「我実業家中には一人にして十数の会社に重役として其名を列ぬる者も少なからず其完全に職責を尽くす能はざるは言を俟たざる所にして世間の取締役監査役と称する者の中には全く有名無実實際に何等の働きをも為さざる者多きは人の知る所、斯くの如く無責任なる重役の存在する事実こそ偶々会社の破綻失態等を頻出せしむる一大原因なれば此際立法上より少しく其責任に対する制裁を嚴にしておのおの自ら省る所あらしむるも亦時に取りて必要有益のことと云はざるを得ず」と述べている。もつとも、嚴罰主義の限界は

認識しているようであり、以下のように述べている。すなわち、「唯法律の制裁を徒に峻厳煩苛ならしめて不正重役の発生を防ぎ実業界の刷新を期せんと欲するも其効意外に少なかる可きは我輩の既に屢々論述したる所にして根本の匡正策としては一般株主の自防自衛と斯界に於ける道德の進歩發達を促すの外に更に更に有効の道なきを認むるものなり」。

⑥ 同年八月六日日本新聞社説

会社重役に対する嚴罰主義に反対論を展開している。すなわち、「近時我事業会社に起りたる当局者の失態甚しきを視て、商法の制裁に依り斯る失態の跡を事業界に絶滅せんと欲せば、斯る煩苛の条項も蓋避く可からざるものなるべし、法律取調委員の立案としては、吾人其立法の斯くあるべきを思ふものなれども、事業会社の匡正は唯法律の制裁のみに依りて全然其目的を達すべきにも非ず、深く当代の事情に考へ、詳に曲事の由て起る所以を極め、以て之に應ずるの策なかる可からず、然らずんば、僅に一弊を除いて百害之に代るの恐れあるべし」と述べる。そして「眼前に続出したる会社失態の跡を見て、急遽之に対応する方策を講じ、之を恒久的性質を有する商法の条項に加んとするは吾人窃に其当否を危まざるを得ず、屢次盜難に罹りたるものは其家屋の構造を盜難防禦の一点に更め、金城鉄壁に専らにして、光線の透射空氣の流通如何をも省みず、日常の生活に甚しき不便を忍ぶの愚あるを見る、吾人改正の商法を見て亦此感あるを免れず、会社重役の制裁に就ては其大体に於て吾人頗る其煩苛を厭ふものなり、斯る法案にして実施されんか、財界は是れより擾乱あるを免れざるべし」と、いささか極端な主張をしている。

⑦ 同年八月八日東京毎日新聞評論

重役嚴罰主義に対する賛成論を展開するものである。すなわち、「会社重役の私利を計り、私欲を事とし、終に

其破綻倒産を促がすもの、頻々踵ぐの今日に於ては、之れに相当の制裁を加へんこと、固より必要の事たり、今回商法を改正して、斯かる悪徳重役を処罰せんと欲すること、実に已むを得ざるにあらざるや、其議會に現はるる日、刑期を修正するが如きは兎に角、其条項は必ず之れを存置せんことを望まざる可からず、然らざるば寧ろ始めより会社の設立を許さざるの世害少なきに若かざるべきのみ」と述べている。

⑧ 同年八月一〇日滋賀日報社説

商法改正案それ自体には肯定的評価を与えつつ、その適用運用を図るべき司法官に注文をつけるものである。まず、改正案については、「現行法に比し著るしく其の面目を更新したり、就中大改正の加へられたるは、会社法に在りと謂ふべく」と評し「或は新規定を設け、或は用語の修正、条項の安排に由りて、意義の透徹を期する杯、能く現行法の不備を補正し、以て其の規定の世運に伴はんことを計れる点少しとせず」と肯定的に見ている。ただ、その法律の運用につき次のように述べる。「改正案は、大体上現行法制定後に於ける時勢の変遷進歩に鑑み最も適切なる補正を加へたるものと評するも、必ずしも失当の言にあらず。然れども諺に良薬の中毒と謂ふことあるが如く、藥なればとて絶対に有効有益なりとは断ずべからず、其の有効有益なるは、唯だ症状と投薬との適合を得たる場合あるのみ、夫の商法中改正法律案に於ける亦た之れと同じ、其の改正規定の時勢に適中せりと謂ふは、単に之れを議論として見れば、固より可ならざる筈は無けれ共、其の痛切なる規定は、之が適用の対象を十分に識別し得るに於て、始めて効果ありとせん、而かも今日の司法官の態度は、果して法の適用上其の対象の遺憾なき識別を期待し得べきものありや否や、吾人は今日の司法官に対し、敢て其の知識技能を云為するものにあらずと雖も、今日行はるる所の裁判が兎角理にのみ偏して、動もすれば常識を無視するの傾向あるは、実業界に於て常に遺憾としつつある所にあらずや、吾人これを思ふときは、今次の商法中改正法律案の如きに対しても、

単に其の理に於て可なるものありても、俄かに之れに賛成すること能はず、法の規定は須らく司法官の常識的訓練と相俟つて、其の援急を按し、取捨を決すべき也、今や該改正案は各方面に於て盛んに研究せられつつあり、吾人は此場合に於て、世の研究者が司法官の常識的訓練を其の考慮中に忘るること無からんことを欲し、試みに所感を述ぶること爾り」と結んでゐる。

⑨ 同年八月一二日毎日電報社説

会社重役に対する刑罰規定は「一世を畏懼」させるものであるとして、嚴罰主義規定に反對論を述べるものである。次のように主張している。すなわち、「改正案起草委員は何故に此の如き嚴刑を案出したりや、蓋し日糖事件其他にて世間惡重役を惡むこと甚しく、之に嚴罰極刑を加へて以て、其匪違を禁遏すべしと唱るもの多きがためなり。然しながら吾輩を以て之を見れば日糖事件其他にして其匪行を暴露せる惡重役の徒は果して是等刑罰の輕重に依て其行為を慎むべきや否や且法網が密なれば密なる程其裏を搔て、惡事を擅にするが彼等の常なれば、只刑罰を峻嚴にすればとて匪漢を絶つ能はざるや論なく、只だ余りに峻刑嚴罰を以て会社重役に擬するの結果は一方に縉紳長者が会社重役たるを避くべく、他の一方には法文の繁雜屬尅なるを利益として、相排擠構陷するの弊を長ずることあるべきなり。改正起草者として人間なれば俗間の通情に左右せられ、一時の流行を追ふことに無理ならざれども、折角の惡重役退治法案が其功を成さずして、却てその弊を醸すが如きことありては、国家のため將た国民のため遺憾なり」。改正案二六一条（特別背任罪）の規定は、刑法二四七条（背任罪）の規定があれば十分であるから無用であるとし、「由来会社の重役に対しては、其最上の徳義と最上の智能とを責むべきものにして其任務に背きたるものは其名譽を奪ひ、其損害を償はしむることを以て主とするが当然なり。然るに之を制するに法律を以てし、而も之を威するに刑罰を以てす。是れ豈重役を責むるの道ならんや。吾輩は經濟界に多くの

匪違者を出したるを深く遺憾とするのみならず、若しも此の如き改正案の両院を通過して国家の制法となり、長く此好ましからざる出来事の紀念とすることを欲せざるなり」と述べている。

⑩ 同年八月一二日萬朝報評論

簡明に商法改正案擁護論を展開している。主張の中心は以下のようなものである。すなわち、「改正商法に就ては実業家側に反対少なからずと云ふ、改正案は未だ発表せられざるを以て、之を詳かにする能はざるも、果して世上伝ふる所の如くなりとせば、実業家側の反対は甚だ理由なきものなり、吾人は会社重役の責任問題の如きは重役其人を得ると否とに依りて自から解決せらるべき者にして、必らずしも法律の更改を要せざるべしと信ずるものなれども、我商業界の現状に在りては、商法を改正するは之れを改正せざるに優れりとし、実業家側寧ろ株屋側の反対の如きは、毫も之を意とするに足らず、之れ有るが為に却て改正の必要ありと為すものなり」と述べている。

(435) 日本内地で最大規模の製糖会社、大日本製糖会社(日糖)は、日露戦争後、経済不況にともなう需要の低迷、生産過剰、価格下落、輸出不振、台湾の製糖業との競合などに加えて巨額の債務による深刻な経営不振に陥っていた。

日糖幹部は、この事業不振を打開するため、明治四〇年(一九〇七年)三月末で期限切れになる輸入原料砂糖戻税法(輸入関税の一部を製糖業者に返却する保護法)を同四四年七月一六日まで延長する政府提出の改正案を第二三回帝國議會で成立させる必要があった。そこで、日糖幹部は、立憲政友会、憲政本党、大同俱樂部所屬の代議士と関係者に一二万円余を贈った。衆議院では政府原案の期限を二カ年に限って延長する修正案が四〇年二月に通過し、三月に貴族院でも可決され、同月二九日公布された。しかし、西園寺内閣が、四一年度予算案に砂糖消費税を含む増税案を提出したため、危機感を抱いた日糖幹部は糖業官営論をもって大蔵省、農省務省に働きかける一方、与党政友会の代



議士に三万円を贈賄したが成功しなかった。一連の事件は、告発により発覚し、四二年四月一日、磯村音助ら日糖幹部が拘引され、一五日、政友会代議士栗原亮一ら一〇名が拘留された。五月、憲政本党、大同倶楽部の代議士や関係者を含め二四名が起訴され、七月、全員有罪で重禁錮三ヵ月から一〇ヵ月までの刑が宣告され、全員に追徴金が課せられた。被告人側は控訴したが、ほぼ第一審判決と変わらない結果になった。他方、日糖重役では、酒匂常明前社長をはじめ八名が贈賄、私文書偽造行使などで起訴され、四二年一二月、専務磯村の重禁錮四年をはじめ六ヵ月までの刑が七名に下された。磯村ほか一名が東京控訴院、さらに大審院で争ったが、四五年三月、両被告の重禁錮三年が確定した。この間、予審決定直後の四二年七月、酒匂前社長がピストル自殺を遂げた。この事件は、大規模企業と代議士との癒着関係を顕在化させる大事件となった(国史大辞典編集委員会編・国史大辞典二一巻(平成二年)八五―八六頁)。

##### 5、法律新聞掲載の諸論

この時期、改正商法案に関する論稿の掲載に最も熱心だったのが法律新聞である。法律新聞は、懸賞金を授与してまで、広く改正商法案に関する寄稿を募っている。法曹家・実務家等の関心の所在を探るうえで、法律新聞紙上の諸論を概観しておくことは意味があるものと思われる。

改正案中、実務家に関心が深かったと思われるのは、財産目録の調整に関する部分であろう。ことに、大原簿記学校長の大原信久は、改正案をきわめて肯定的に評価している。財産目録の調整につき、時価以下主義を採用した点を「十数年来吾人の絶叫せし商法改正意見は全然採用せられ其主張を貫徹するに至りしは無上の光栄なりとす<sup>(436)</sup>」と、手放しで激賞している。それ以外の実務家の意見としては、会社に共同代表制が導入されたことを積極的に評価する銀行家のものが掲載されている。ただし、概して実務家の寄稿には、とりたてて言及に値するも

のは少ない。<sup>(438)</sup>

以下では、原則として改正案に対する総合的評価を試みた法曹家の論稿をとりあげ、その主張の主要点を概観しておこう。

1、財産目録調整の際に時価以下主義を採用するとの改正案に対し、「取得価額又は製作価額に超ゆることを得ずとせば株主及会社の債権者は何に依て会社財産の実力を知るを得べき<sup>(439)</sup>」と述べるものがある。おそらく、過小評価を許すことに歯止めのないことに対する懸念の表明であろう。このような改正案は、「其立法の趣旨は可なれども而かも之が為めに一般会社の株主及会社債権者を霧中に迷はしむるの結果其利よりも其弊の方遙かに大なりと云ふことを得べし<sup>(440)</sup>」と評価している。

この論稿においては、会社の共同代表者の一方の他方に対する委任の可否に言及したと思われる部分がある。すなわち、共同代表につき「解釈上或事項に付ては共同代表と為し他の事項に付ては単独代表と為す事を得るや否やの問題を生ず<sup>(441)</sup>」との表現がみられるが、文脈上、その主旨は必ずしも明らかではない。

罰則規定については、おおむね肯定的に評価をしているが、発起人が不正の公告をして株式を募集した場合にも処罰規定が必要ではないかと主張している。<sup>(442)</sup>

2、合資会社の有限責任社員<sup>(443)</sup>の責任の性質につき、改正案がこれを明確にしなかった点に不満を表明したものである。すなわち、「吾人は委員会が有限責任社員は会社債権者に対し直接其責に任ず可き旨の定めを為さざることを甚だ遺憾とす<sup>(443)</sup>」と強く批判している。

株主が株金の払込につき相殺をもって会社に対抗できないとする一四四条二項の規定がそのまま放置されたことに関して、会社から相殺を主張することや株式譲渡人のなす払込については、学説判例が分かれているのであ

るから、資本充実の観点から、これらの場合の相殺も禁じるべきであると主張している。<sup>(44)</sup>

3、会社設立無効の訴に関して、いたずらにこのような主張を許さないよう、このような無効の訴の詳細な規定を設けたことは大いに評価できるが、「此無効の訴は時期の上に於て何等の制限なく之を提起し得べき事となしたるは甚だ其当を得ざるものなり」<sup>(45)</sup>と指摘するものがある。この論者は「故に此弊害を避くるため無効訴権の行使に付き一定の制限を設け根柢不確実なる会社を強固ならしめ世人の会社に対する不安の念を除却するを要す」<sup>(46)</sup>と述べて、会社設立後二年を経過した後は、設立無効の訴の提起を許さないことにすべきであると提案している。<sup>(47)</sup>

さらに、投機熱を煽り、権利株を売り抜けて利益を得ようとする発起人を牽制する手段を用意すべきであると主張している。すなわち、設立にあたって会社株式の大部分を発起人が引き受け、残りのわずかの株式について大々的に募集の広告をなして会社事業が有望確実であると誤信させ「公衆応募株数が募集株数に数倍又は数十倍となり所謂権利株の価値出づるに至るや発起人等は前に引受け居る多数の株式を一時に投出し其間に於て不正の利益を占むるや否や昨日迄尽力せし会社は一切放棄して顧みざるの徒甚だ多く是がため経験なき世人は此等不正発起人の謀計に陥り非常なる損害を蒙むる事あるは現時頻々として行はれ居る現象なり」<sup>(48)</sup>と指摘し、これを抑止するには、会社成立後一年程度は、発起人が最初に引き受けた株式の譲渡を禁ずることが妥当ではないかと主張している。<sup>(49)</sup>

右との関連で、権利株の売買を禁止すべきであると主張し、かつ、罰則規定を設けるべきであると述べている。<sup>(50)</sup> 決議無効の訴の際の担保提供に関して、会社の請求によって担保を供させるだけでなく、裁判所の裁量によっても担保提供を命じることができるようにし、期間内に提供がなければ申立によって訴を却下するとすべきであると主張している。<sup>(51)</sup>

会社重役の罰則については、その行為の性質と刑罰の軽重を対照すれば、権衡を失したと思われる点がなきにしもあらずとしつつも、議決権の行使に関して利益供与があった場合の罰則規定を盛り込んだ点を大きく評価している。<sup>(452)</sup>

悪徳重役の排除については、厳罰をもつてのぞむことは当然であるが、加えて、会社保護の観点から、選任手続および資格制限についても検討を要するとの言及がある。<sup>(453)</sup>

4、商業帳簿につき、株式会社の場合とそれ以外との場合で財産目録に掲げるべき財産価格に差異を認める(修正案二六条参照)のは相当でない<sup>(454)</sup>と指摘するものがある。

さらに、新設合併の際には、各会社を選任した者が共同して設立に関する行為をすることを趣旨の修正案(改正案四四条の三参照)に対し、共同してなすことにすれば、私利を貪る等の目的で反対する者が現われれば、その行為を進め難い場合が生じるのではないか、多数が集まって一事をなすことが多い会社の場合に、必要以上に共同を求めるのは行き過ぎではないか、その意味では、合名会社の組織変更に総社員の同意を求めるといふ政策(改正案八三条の二ないし四参照)も妥当ではないのではないか、との主張を展開している。<sup>(455)</sup>

清算会社につき、弁済期前の債権であっても弁済しなければならぬと規定する改正案(改正案九一条の二参照)は、期限の利益の喪失をおそれて清算手続を避ける弊風を生じるおそれがあるから、無用の干渉であると述べている。<sup>(456)</sup>

今日の合資会社の多くは、個人が破産に類したときに、債務を免れる手段として形式上別個独立の人格としての体裁を整えるために乱設されている。このような乱設防止が急務であると述べている。<sup>(457)</sup>

取締役を広く株主以外から選出できるようにしたこと(改正案一六四条参照)は評価できるが、会社が取締役

に選任するほどの人物であれば、むしろ選任後に株式を分与すべきであり、「現行法の如く取締役をして会社の株式と離るべからざる關係を有すべきものとするも決して不当でない<sup>(458)</sup>と信ず」と述べている。

株式申込に際して、その責任を明確にするため、不便ではあるが、戸籍謄本や印鑑証明を添付すべきであると主張している。「若し第一回の払込を為すも其価格より見て損失に帰するときは先きの僅少なる証拠金を棄つる考にて株式申込を為す者多く従つて此等の者は其払込を強制せらるる事を初めより免れんとして如此く無能力者の名前を以て申込のである<sup>(459)</sup>」との実情を理由に挙げている。

株主總會招集通知に記載すべき事項につき、現行法の「總會の目的及び總會に於て決議すべき事項」を「會議の目的たる事項」に改正する趣旨（改正案一六〇条参照）が不明確であると述べている。今日の各会社の總會招集通知は、その内容を詳細に行うことを嫌う風潮があるが、この点については、詳細に通知せよとの大審院判例がある<sup>(460)</sup>のであるから、むしろその内容を明細にすべき趣旨で改正すべきであると述べている。

株主總會無効の訴の提起の範圍を相當に制限する改正案（改正案一六三条二項参照）は、いわゆる会社荒しを防止する趣旨であろうが、制限としては行き過ぎであると主張する。すなわち「修正の結果として差支の爲め總會に出席しなかつた株主は總會招集の不当なる手續が自己に對する不当の場合にのみ限りて此訴を起すを得せしめ又出席した株主は總會の現場に於て總會の決議に對し異議を述べたることを必要として居る故に總會の席場にて無言は承認と見做されて後日無効の訴を提起し得ざることとなるが斯の如きは果して相當の修正であると云ふことが云ひ得らるであらうか<sup>(461)</sup>」と述べている。会社荒しを悪むあまり、かえつて重役の非行を助長するのではないかと懸念している。加えて、今日、会社重役には總會で不正手段を講ずる者が多数に上るのであるから、總會決議無効の訴の際には、株主のみならず（改正案一六三条の三参照）、取締役または監査役が訴を提起したと

きも、担保提供を命じることができると主張している。<sup>(462)</sup>

取締役の連帯責任を規定した改正案（改正案一七七条参照）につき、たとえ株主総会において異議を述べ、かつ監査役にその旨を通知した取締役にも連帯責任を課すのは、いたずらに苛酷に失うのではないかと主張している。「どうも修正案は漫りに嚴重なる制裁を以て重役に臨めば重役は不正をせぬだらうとの浅墓な考へが充滿して居るのは反つて着実なる重役を失ふの結果を無視したもので著しき弊があると思はる」と述べている。<sup>(463)</sup>

今日の各株式会社の実際は、監査役が取締役の鼻息を窺うに過ぎない存在になっている。株式会社業務監査を實のあるものにするためには、監査役の数を取締役の数より多く法定すべきであると主張している。さらに「株主をして取締役若くは監査役の何れか一方のみを選択して選挙せしむることにすれば監査役の弊風を矯める許りでなく尚少数株主の意思を保護するの手段としても誠に相当のことであると信ず」と述べる。<sup>(464)</sup>

各社債の金額を五〇円以上に制限した修正案（改正案二〇一条参照）は、株式金額の規定に合わせた結果であるが、社債は株式ほどには投機の目的となる場合が少なく、むしろ少資本家には安全な投資対象なのであるから、その金額をみだりに引き上げるべきではないと主張している。<sup>(465)</sup> また、社債の分割払込を認めたことに関連して（改正案二〇四条参照）、たとえば未払込社債がある場合、会社の破産等にして払込を要するか否かを明確にする規定を置くべき旨を（消極に解するのが妥当としている）主張している。<sup>(466)</sup> また、社債券は社債全額の払込後でなければ発行できないとし（改正案二〇五条一項参照）、記名社債の移転は取得者の氏名住所を社債原簿に記載しかつその氏名を債券に記載しなければその移転を会社その他の第三者に對抗できない（改正案二〇六条参照）としているが、その結果、全額払込以前には権利を移転する對抗要件を欠くことになり、株式の移転に比して不便であり、社債所持人の保護に不十分であると主張する。単に無記名社債券発行の場合に限って全額払込済でな

ければ債券を発行できないとすべきであると提案している。<sup>(437)</sup>

資本減少に関する修正規定(改正案二二〇条の二ないし五参照)は当然必要であるが、なお不十分であると述べる。たとえば、資本減少のため株式を併合すべき場合にその株券を提供すべき者を株主としているが、「本来株式に質権を設定したる株主は既に利害関係簿きを以て往々自暴自棄の態度に出で質権者の不利益を顧みざるものありて、株式を目的とする金融の発達を妨ぐるものなるにより質権者の知らざる間に……株主権の喪失を妨ぐる途あらば之を講ずるのは極めて必要なこと<sup>(438)</sup>」あるから、対処規定が必要であるとしている。

右に関連して、株式担保権者の保護により十分な規定を設けるべきであると主張する。そのため「記名株式を目的とする質権を保護せむがために一般的規定として其質権の設定を第三債務者たる会社に通じしときは会社は株主に対する株金払込の通知及資本減少のために株券を会社に提供すべき通知等の事項を質権者に対しても同様に負担せしむることを相当なりと信ず<sup>(439)</sup>」と述べている。

なお、右の論稿の提言の多くは、明治四四年に日本弁護士協会が衆議院の調査に対して公表した「商法改正案延期に関する意見」<sup>(440)</sup>に採用されていることを付言しておく。

(436) 大原信久「改正商法草案と財産評価」法律新聞六六一号(明治四三年)二四八頁。

(437) 山内忍「商法改正案と共同代表」法律新聞六五九号(明治四三年)二二二頁。

(438) 実務家の手による改正案に対する総合的評価としては、齋藤松月「商法改正案を評す(上)(下)」法律新聞六七〇号(明治四三年)二八頁以下、同六七二号七八頁以下が存在する程度にすぎない。

(439) 足立秀純「商法改正案を読む(一)」法律新聞六六五号(明治四三年)三五〇頁。

(440) 同前。

- (441) 足立秀純「商法改正案を読む(二)」法律新聞六六六号(明治四三年)三七五頁。
- (442) 足立秀純「商法改正案を読む(三)」法律新聞六六七号(明治四三年)三九九頁参照。
- (443) 伊藤金次郎「商法修正案論評(上)」法律新聞六七四号(明治四三年)一二六頁。
- (444) 同前一二七頁参照。
- (445) 河西善太郎「商法改正案に就て(上)」法律新聞六八一号(明治四三年)二九九頁。
- (446) 同前。
- (447) 同前参照。
- (448) 河西善太郎「商法改正案に就て(中)」法律新聞六八二号(明治四三年)三二五頁。
- (449) 同前参照。
- (450) 同前。
- (451) 同前三二六頁参照。
- (452) 同前三二六―三二七頁参照。
- (453) 河西善太郎「商法改正案に就て(下)」法律新聞六八三号(明治四三年)三四六―三四七頁参照。
- (454) 花岡敏夫「商法改正案に就て(一)」法律新聞六八九号(明治四四年)四二頁参照。
- (455) 同前四二―四三頁参照。
- (456) 花岡敏夫「商法改正案に就て(二)」法律新聞六九〇号(明治四四年)六七頁参照。
- (457) 同前参照。
- (458) 同前参照。
- (459) 同前。
- (460) 同前六八頁参照。



- (461) 花岡敏夫「商法改正案に就て(三)」法律新聞六九四号(明治四四年)一六七頁。
- (462) 同前参照。
- (463) 同前一六八頁。
- (464) 同前。
- (465) 花岡敏夫「商法改正案に就て(四)」法律新聞六九五号(明治四四年)一九四頁参照。
- (466) 同前参照。
- (467) 同前参照。
- (468) 同前。
- (469) 同前一九五頁。
- (470) この意見は、法律新聞七〇三号(明治四四年)三八五頁以下に収録されている。

#### 6、商法学者による改正案の検討

商法学者として、改正案に対して総合的な検討を加えたのは、毛戸勝元と松本烝治である。二人の主張を概観しておこう。

##### ① 毛戸勝元による検討

毛戸勝元は、改正案を総合的に評価して、「改正案カ其修正ノ範圍ヲ応急ノ改正ト疑義ノ解決ニ限りタルハ至当ノ措置ト謂フヘク又此範圍ニ於テ改正案ハ成功セルモノト謂フヘシ」<sup>(47)</sup>と肯定的に述べている。商法を根本的に改正するには民法の改正を待たなければならぬことを理由としている。

1、財産目録所掲の財産に付すべき価額につき、時価以下主義を採用した改正案二六条二項を評して、あえて

改正すべき必要がない旨主張している。すなわち、現行法下においても、財産目録所掲の財産に時価より低い価額を付すことを可とする積極説の立場を支持しつつ<sup>(472)</sup>、むしろ財産目録の不実記載に関する業務執行社員または取締役に対する処罰規定（改正案二六一条ノ三第一項三号）を修正して、疑義を解消するほうが妥当であると主張している<sup>(473)</sup>。ただし、「時価ヨリ低キ価額ヲ付スルハ一般ニハ害ナシト雖モ取締役カ株式ノ市価ヲ下落セシメテ自ら其買占ヲ為シ又ハ他人ヲシテ買占ヲ為サシメンカ為メ時価ヨリモ低キ価額ヲ付スルカ如キハ之ヲ罰スヘキコトヲ忘ルヘカラス<sup>(474)</sup>」と述べている。

右をふまえ、改正案一九〇条の二本文につき、本文は改正案二六条二項を敷衍したもので但書を誘引するため<sup>(475)</sup>に設けられたものであろうが、二六条二項の改正が不要であるから、本文は削除されるべきであると述べる。そのうえで、但書の可否を検討している。会社の財産目録所掲の財産価額を、不動産の取得価額または製作価額をもつて最高限度とした改正案を、会社財産の基礎を安定させるという観点から肯定的に評価している<sup>(476)</sup>。しかし、継続して会社の営業に使用すべき物件は、その多くが評価が困難であるから、これらには取得価額または製作価額を付したうえで使用減損に相当する金額を控除した額を付しうよう、ドイツ商法に倣った明文の規定を設けるべき旨を主張している<sup>(477)</sup>。

2、改正案が共同支配人および共同代表を認めたこと（改正案三〇条ノ二、三一条、六一一条ノ二、五一一条一項七号、九三条の二、九〇条三号、九七条、一〇五条、一四一条九号、二四三条、一七〇条、二四二条七号）は、「其当ヲ得タルモノト謂フヘシ<sup>(478)</sup>」と評している。しかし、会社の代表社員または取締役が支配人と共同しなければ会社を代表できない旨を定めうるか否か不明確であると指摘し、共同代表者の一方に故障があるときは他方の共同代表者に支配人と共同して会社を代表させる必要もあろうから、明文をもって疑義を解消しておく

べきであると述べている<sup>(479)</sup>。共同代表者の一方が他方に対して特定の代表行為を単独でなすことを委任しうるか否かに関し、「輕微ノ事項ハ其内ノ一人ニ之ヲ為ス權限ヲ与フルコトヲ許スニ非サレハ不便ナルヘシ……吾改正案ニモ此種ノ明文ヲ設クル必要アリ」としている<sup>(480)</sup>。

3、民事会社に関する改正案四二条二項によれば、民事会社には、商事会社に関する規定が適用されることは明らかにされたが、なお民事会社が商行為を為すを業とするものとみなされ従って商人となりその行為は商行為とみなされる趣意なのか否か不明確であると述べている<sup>(481)</sup>。改正案二八五条ノ二が民事会社の行為には商行為に関する規定を準用する旨を定めているが、不十分であつて、民事会社を商人とみなす旨の明文の規定が必要であるとしている<sup>(482)</sup>。ただし、以上は改正案四二条二項に関する実質論であるとし、形式論上は、改正案の方法によるのではなく、民法三五条二項を修正すべきであると述べている<sup>(483)</sup>。

4、会社が他の会社の無限責任社員になることができないと定める改正案四四条ノ二に関しては、学理上はこのような能力制限を認める必要はないとの立場に立ちつつも、議論の実益が少ないとして、あえて改正案に異を唱えてはいない<sup>(484)</sup>。

5、毛戸勝元は、会社の合併に関する論説を公表していたが<sup>(485)</sup>、自らの研究に基づき、改正案の合併規定につき「案ヲ見ルニ迨<sup>およ</sup>ンテ大ニ失望ス」と評価している<sup>(486)</sup>。異種会社間の合併の可否につき、毛戸は元来消極論の立場に立っていた<sup>(487)</sup>。改正案四四条ノ三は、会社は合併を為すことを得と定め、異種会社間の合併を認める立法をした。毛戸は「改正案ハ広汎ナル規定ヲ設クト雖モ合併ニ因リ社員ノ地位ヲ無限ニ変更スコトヲ得サルヤ明ナリ」として、改正案の解釈上、異種会社間の合併の可否を検討している。合併によってどの程度までその意に反して社員<sup>(488)</sup>の地位に変更を加えることができるか、という視座から、この点に関しては合併決議を組織変更の決議と同様に

定款変更の決議方法によらしめていことから推論して、社員の意に反して定款変更または組織変更によって加えることのできない変更をその地位に加えることができないと解すべきであると述べる。<sup>(488)</sup> そのうえで以下のように改正案を解釈している。合名会社は他社と合併して四種のどの会社とすることもできるし、どのような種類の会社にも吸収合併されうる。株式会社は他の会社と合併して株式会社を設立しうるが、他種の会社に吸収合併されえない。株式会社は他の会社と合併して株式会社または株式会社を設立しうるし、株式会社または株式会社は吸収合併されうるが、他の種類の会社に吸収合併されえない。<sup>(489)</sup> 「是起案者ノ意思ナルヤ否ヤハ余之ヲ知ラス、唯改正案ノ解釈上此結果ヲ生スヘキヲ論スルナリ」としている。<sup>(490)</sup>

合併の法的性質は、解散と設立または解散と定款変更等の行為の集合にすぎないのか、あるいは特殊な単一行為なのか、という点に関し、改正案四四條ノ三第二項および同二六二條からみれば、法律取調会は前者の見解をとるように見えるが、それは誤りであると述べている。<sup>(491)</sup> 合併を単一行為と解さなければ、七七條の存在、七八條ないし八〇條が八五條の前に規定されていること、また七六條において解散登記から合併の場合を除きながら八一条において合併の場合における解散、変更、設立の登記を規定したことの説明がつかないと述べている。<sup>(492)</sup>

さらに、合併単一行為説の立場から、新設合併にあつても、改正案四四條ノ三第二項のように、定款の作成のような重要事項を少数の者に委ねるべきではないから、同条二項、三項は削除されるべきであると主張している。<sup>(493)</sup>

6、会社の組織変更に関しては、岡野敬次郎の論稿<sup>(494)</sup>に言及して、制限説を支持している。<sup>(495)</sup>

7、清算中の会社債務の弁済に関する改正案九一条ノ二について以下のように述べている。同条一項は、清算中の会社は弁済期未到来の債務も弁済することを要すと定め、二項は、条件付債務や存続期間の不確定な債務も裁判所が選任した鑑定人の評価に従って弁済することを要する旨を定めている。これは、清算が迅速に結了する

主旨に出たものようであるが、改正案のように強制的に期限の利益を失わせるのは会社に対して酷であり、会社債権者をも害する。会社が各債権者から一時に弁済を迫られ、支払停止に陥ることも考えられるからである。<sup>(497)</sup>

それゆえ、改正案九一条ノ二は、会社は弁済期未到来の債務を割引料を控除して弁済することができ、条件付債務や不確定債務も鑑定人の評価に従って弁済することができると改めるべきであると主張している。<sup>(498)</sup>

8、改正案一七〇条のように、数名の取締役の中から会社を代表すべき取締役を定めることができるようにしたことは、時宜を得たものであると賛成している。<sup>(499)</sup>

9、会社設立無効の訴に關して、現行の立法例中最も完全なものは株式会社に關するドイツ商法であると評し、今次の改正案はこの規定を範として、合名会社中に詳細な規定を設けてこれを株式会社および株式合資会社に準用したものであると小括する。<sup>(500)</sup>そして、設立が無効である会社の法的地位は、改正案の法構造上、事業に着手した後は解散請求事由の存在する有効会社と同一の地位を有するものであると分析している。<sup>(501)</sup>

10、現行商法一四〇条によれば、株式総数の引受があつた後一年内に第一回の払込が終わらないとき、またはその払込終了後六か月内に創立總會の招集がないときは、株式引受人はその申込を取り消すことができる旨が規定されているが、この期間は長きに失するし、各場合に期間を一定にするのは窮屈であるから、改正案が同条を削除し、株式申込証に「一定ノ時期マテニ会社力成立セサルトキハ株式ノ申込ヲ取消スコトヲ得ヘキコト」を記載しなければならぬとしたこと（改正案一二六条）に賛成している。<sup>(502)</sup>

11、発起人の責任に關しては、特別規定が無ければ不法行為責任の一般規定に依らざるをえないところであるが、わが不法行為法は、権利侵害をその要素と規定しているから、発起人の責任を追及する規定としては不十分である。しかし、改正案一四二条ノ二および一四二条ノ三によってその欠点を補正したことは、多とすべきであ

また、会社が事業に着手後、設立無効の訴がなされる場合にも、一四二条ノ二の適用があると解すべきである。<sup>(504)</sup> 以上のように主張されている。<sup>(505)</sup>

12、株式の最低金額を定めることは、小資本家の会社事業の参入への抑止効果や投機への抑止効果という観点から必要であるが、このことは設立時のみならず、その後においても生じうるから、改正案が、現行一四五条二項但書（但一時ニ株金ノ金額ヲ払込ムヘキ場合ニ限り之ヲ二十円マテニ下スコトヲ得）を削除したことは当を得たものであると述べている。<sup>(505)</sup>

13、改正案一四八条は、株券の署名に関し「署名スルコト」を「署名シ又ハ記名、捺印スルコト」に改めており、社債券（改正案二〇五条）および運送状（改正案三三二条一項）も同様に改めているが、法律取調会が、商法中署名スヘキ場合ニ関スル法律を廃止して、これら三場合以外に署名主義を採用する意であれば、この政策には反対であると述べている。<sup>(506)</sup>

14、改正案一五五条ノ二は、広く無記名式株券を有する株主が権利を行使する際には、権利行使に必要な員数の株券を会社に供託すべき旨を定めているが、これは広汎に失した嫌いがあると述べている。たとえば、改正案によれば書類の閲覧請求のような場合でも供託が必要と解されることになるが、これでは広すぎるので、株主總會招集請求、決議無効の訴の提起、取締役に対する訴の請求、監査役に対する訴の請求および検査役の選任請求を行うときに株券を供託するよう改正案を修正すべきであると主張している。<sup>(507)</sup>

15、株主總會の決議無効の訴に関し、現行法の規定は不備が多く疑義を生じてきたと小括したうえで、改正案一六三条一項、同三項、一六三条ノ二第二項および一六三条ノ四の規定につき、これらは資料1（神戸学院法学二八巻一号所収）の【27】【75】【95】の大審院判決を当然のことと評価したためであろうと述べている。<sup>(508)</sup>

16、取締役および監査役の被選資格に關し、人材を得るといふ観点から、改正案一六四条一項および一八九条が被選資格から株主たることを要するとの制限を廢したことに賛同して<sup>(509)</sup>いる。

17、会社と取締役または監査役との關係については、その選任が単独行為か契約か、契約ならば委任契約か無名契約か、學說上争いがあるが、改正案一六四条二項が「会社ト取締役トノ關係ハ委任ニ關スル規定ニ從フ」と定め、これを監査役に準用した(改正案一八九条)規定の方法は、「其鋒鋌ヲ露ハサス極メテ巧妙ナルモノナリ」と評している。<sup>(510)</sup>

18、改正案一七七条が、取締役の第三者に対する責任に加えて、取締役の会社に対する責任を明定したことは、会社・取締役の關係につき契約説を採る者の立場からは明文の規定がなくても当然のことであり、非契約説に依る大審院も【88】判決(資料1)によってこれを認めているのであるから、同条の意義は、むしろ取締役の責任を連帶責任と明定したことにあると述べる<sup>(511)</sup>。また、改正案同条が、意義不明の現行法一七七条二項を削除したことは当を得たものであるとして<sup>(512)</sup>いる。取締役の右の規定を監査役に準用すること(改正案一八九条)および、監査役が責任を負う場合に取締役もまた責任を負うときは両者を連帶責任としたこと(改正案一八六条)にも賛同<sup>(513)</sup>している。

19、監査役の任期につき、現行法はこれを一年としてその伸縮を許さないが、これは不便であり、また不便を忍んで一定とする理由もないので、改正案一八〇条が二年を超えることができな<sup>(514)</sup>い旨に修正したことに賛成するとして<sup>(515)</sup>いる。

20、杜債については、その分割払込を許したことを肯定的に評価している。短期間内における分割払込を禁じる理由が乏しく、また将来の資金需要を予見してその所要額を合わせて募集できれば、その手数と費用を省くこ

とができるからである。<sup>(55)</sup>

社債申込証の形式を定めた改正案二〇三条につき、記載事項を法定したのであるから、作成者を取締役に限る必要はない旨、社債応募者についてもその申込を取り消しうる時期を定める必要があるのは株式申込人と同様であるから、その主旨の規定が必要である旨を主張している。<sup>(56)</sup>

社債募集の受託者に関する改正案二〇四条ノ二につき、受託者はその責任をもって会社のためにその行為をなしうる旨を定めたものであるから「自己ノ名ヲ以テ」なすという文言は改めるべきであると述べる。<sup>(57)</sup> 社債募集の場合に取締役が法令違反を犯したときには罰則規定が適用されるのであるから、受託者についても罰則規定を適用する項を設けるべきであると述べている。<sup>(58)</sup>

21、新株の発行に関して、現行法の解釈としては、新株の申込は必ずしも株式申込証による必要はなく、その申込は申込証によらずとも効力を生じ、登記の申請時までに申込証が作成されれば足るように思われるが、改正案が新株の申込も設立の際の株式の申込と同様に株式申込証によるべきものとし、かつこれに記載すべき事項を定めたのは、当を得たものであると評している。<sup>(59)</sup> (改正案二二三条ノ二、二一九条、一二六条一項)。

増資の際の現物出資に関して、改正案二二二条ノ二が、この場合に、現物出資者、財産の種類、価格およびこれに対して与える株式の数を、資本増加の決議と同時に決議すべしと定め、かつ決議事項を株式申込証に記載すべしと定めた(改正案二二二条ノ三第一項六号)ことは、現行法の弊害を避けるに当を得たものと評価している。<sup>(60)</sup> (現行法にあつては、取締役と出資者が現物出資に割り当てる株式数を決したうえ、監査役がその数が正当であるか否か調査して株主総会に報告することを要し、不当と認めるときはこれを減少できると定めている(明治四四年改正前商法二一四条一項三号、二二五条)。この場合、出資者に約定の現物出資を強いるのは酷であるから、金銭



払込をなすことができると定められている(同二二五条)。この手続では、会社は所期の現物を取得できず、出資者も予期に反して金銭の払込をなすことになる)。

22、減資のためにする株式の併合に関して、改正案の諸規定はおおむね賛成できるが、改正案二二〇条ノ二の規定は、無記名株発行の場合に相応しくないので、無記名株主に対しては一定の期間内に株券を会社に提供すべき旨およびその期間内に提供しなかったときは株主の権利を失うべき旨を公告できると定めることが必要であると述べる。<sup>(521)</sup>

株金払込滞納の場合に株主を失権させるには通知および公告が効力要件であるが(改正案一五二条)、これに対して、減資のためにする株式併合の場合に株主を失権させるには、改正案二二〇条ノ四によって公告を要することになるが、この公告は二二〇条ノ二に定める効力要件ではないので、失権させるためには単に通知が効力要件で、公告は会社の義務に過ぎないと解される余地があると述べ<sup>(522)</sup>、両者を区別せず、通知および公告をもって失権の要件とすべきであると主張している。<sup>(523)</sup>

23、会社の合併による株式併合に関して、合併によって消滅した会社の株式を目的とする質権につき改正案二二〇条ノ五(物上代位)類似の規定を設けるべきとの希望を表明している。<sup>(524)</sup>

24、最後に罰則に関して、会社につき特別の刑事規定を設けたのは「時世ノ要求ニ応シタルモノニシテ適宜ノ措置タリ」<sup>(525)</sup>と肯定的に評価している。ただ、いくつかの罰則規定で支配人と取締役を同列に置いたのは(改正案二六一一条、二六一一条ノ五第二項、二六一一条ノ六第二項および二六一一条ノ七)、英国にならったものと思われるが、英国の支配人の多くは会社経営の実権を握っているのであって、他国の支配人とは趣きを異にするのであるから、わが国の実情に合わない<sup>(526)</sup>と述べる。また、会社につき特別の刑事規定を設けるのは、株主および第三者の保護の

ためであるから、原則として合名会社、合資会社には特別規定が必ずしも必要とはいえないと述べている。<sup>(527)</sup>

② 松本丞治による検討

松本丞治は、改正法律案公表の直後から、海商編を除いて、法学協会雑誌においてその論評の連載を開始している。<sup>(528)</sup>後に、この連載は、明治四四年二月に三書樓出版から「法学論叢商法改正案評論」と題して、単行本として出版されている。法学協会雑誌の連載終了も明治四四年二月であるから、出版とほぼ同時である。以下では、「商法改正案評論」を参照して、松本丞治の検討を概観しておこう。

松本丞治の個性を感じるのには、その緒言である。すなわち、商法中改正法律案の「批評ヲ試ムルハ余輩商法專攻者ノ当然ノ義務ナルヘキコトヲ思ヒ……自ラ揣<sup>はか</sup>ラス之ニ対スル私見ヲ陳述シテ此責務ノ幾分ヲ果サントス」と述べている。彼の言は、同時代また次代の商法学者に大きな刺激となったものと思われる。

この当時、松本丞治は、民商二法統一論を強力に唱道していた。<sup>(529)</sup>この立場から彼は、かりに民商二法統一策が採用されないとしても、商法に完全な修正を加えるためには、民事の一般法たる民法の根本的改正が不可欠であること（民法と商法は河川の本分流のようなもので、本流の濁を止めずに分流の清を計ることは百年河清を待つ<sup>(530)</sup>の愚拳に等しいと述べている）から、今回の商法改正に関して「余ハ之ヲ以テ實際上已ムヲ得サルニ出テタル急的改正ニ過キサルモノト觀察セント欲ス」と述べている。<sup>(531)</sup>加えて、現行の民商二法の間の衝突規定中、民法を是正して商法の原則に随伴せしむべき規定も少なからずあるのであるから、応急の改正であるにせよ、民法の改正が一顧だにされなかつた点に不満を表明している。<sup>(532)</sup>

以下では、改正法律案の会社編に関する彼の主要な論評を概観してみよう。彼の評論は、公表された商法中改正案の逐条検討という手法で進められているが、全条文の論評に言及するのは必ずしも適当ではないと思われる。

彼の手法に倣つて、条文番号の若いものから順次概観するが、主要な論評のみを取り上げておこう。

1、改正案四二条 わが法律上、会社組織を有する営利法人については、民法上の営利法人と会社とを區別する理由がないので、主義としては、改正案に賛同すると述べる。<sup>(533)</sup>

しかし、規定自体の体裁は、民法三五条は会社組織を有する営利法人が依然として民法上の法人であり会社でないこと定め、改正案はこの種の営利法人を会社とみなす、すなわち会社であると定め、この二規定は明らかに矛盾する。<sup>(534)</sup> 民法上の営利法人に関する事項は、これを直ちに商事に関するものと言えないから、両規定の關係は、一般法・特別法の關係では説明できない。したがつて、後法が先法を変更するという理由により、改正案の規定をもつて間接に民法三五条の規定を改正したと觀察するほかない。<sup>(535)</sup> 以上のように述べている。

そして、右のように解するのであれば、むしろ民法三五条二項を改正して「前項の社團法人は之を商會社と看做す」とし、同時に商法四〇条二項として「民法三五条の規定に依る會社は之を商人と看做す」としたうえ、改正案二八五条ノ二のような無意義な規定を削除するべきであると提案している。<sup>(536)</sup>

2、改正案四四条ノ二 松本丞治は、現行法の解釈論として、会社はその定款の定める目的の範圍内に属する場合においては他の会社の無限責任社員たることを妨げられる理由がないと述べている。<sup>(537)</sup> 法律は、合名会社の社員について「氏名、住所」と定めまたは「死亡、禁治産」といつて、その社員が法人たることを予想してないというが、法人が株式会社の發起人、株主または社債権者たりうるものが自明の理であるにもかかわらず、法律がこれらについても「氏名、住所」と規定しているのであるから、消極説は説得力を欠く。また、合資会社には有限責任社員がおり、株式会社の株主はことごとく有限責任なのであるから、これらの会社が他の会社の無限責任たりえないという論は、会社と社員とを混同するものであり、無限責任社員たる株式会社が全財産をあげて

責任を負うことは妨げない。個人の信用に基づく無限責任社員には、代表者が変更しうる会社が適さないとの論に對しても、法定代理人によつて代表される無能力者が無限責任社員たりうることを勘案すれば説得力を欠く。<sup>(538)</sup> 等々の理由を述べて、積極説を展開している。

そのうえで、「更ニ立法論トシテ会社ヲ無限責任社員タラシムヘカラサルノ理由ヲ考察スルニ一モ之アルコトナシ」と述べて、改正案に反對している。会社が無限責任社員たる實際上の必要は少ないかもしれないが、とくに規定を設けてこれを禁止する必要はさらに少ないと説く。<sup>(540)</sup>

3、改正案四四条ノ三 本条一項の規定は、現行法下において種類を異にする会社が互いに合併することができるか否かにつき、多少の疑義があるので立法手段によつて解決を試みたものであらうと評している。<sup>(541)</sup>

松本烝治は、本条一項が不要であると主張する。わが国の合併法制はイタリヤ法を範とするものであるが、同法は合併規定を会社総則中に置き、当然に異種会社の合併を認めている。わが現行商法が各種の会社につき各別に合併の規定を設けているのは、単に法文順序の便宜のためにすぎず、イタリヤ商法と異なつた主義を採っているわけではない。立法上の解釈規定として本条一項を存置することに強いて反對はしないが、法律の体裁上、解釈によつて明白な事項について屋上屋を架する必要はないのではないか。<sup>(542)</sup> 以上のように主張している。

本条二項および三項に關しては、「其立法ノ理由ヲ解スルコト能ハス、恐クハ合併ニ關スル現行法ノ規定ヲ誤解シタルニ因リテ設ケラレタル所ナルヘシ」と批判している。<sup>(543)</sup>

会社の合併には吸収合併と新設合併とがあるが、これらの場合に合併する当事会社の解散は合併によつて生じるものであつて、解散手続を要するものではない。これと同理により、合併によつて設立した会社の設立もまた合併によつて生じるものであるから、設立手続を別個になす必要はない。合併によつて会社を設立する場合に別

に設立に関する行為をなすために各会社において發起人に類似する者を選任しなければならないという規定の意味がわからない。新設合併の場合に設立に関する規定に従って各般の行為をなすのであれば、吸収合併における存続会社については資本増加の規定に従って各般の行為をなすことになるが、そうであるとすれば、株金全額払込の後でなければ合併をなすことができなくなるではないか。合併という一種の行為という実を失うに至る。以上のように主張しているのである。

そして、もし従来(545)の商法の主義を変更し、合併による設立もまた設立に関する規定によるべきものとしたのであれば、設立されるべき会社の種類によって区別し、少なくとも数条の詳密な規定を設けるべきであると述べる。そうになると、今次の応急改正で対応するのではなく、来たるべき根本的改正の日を待つべきであり、今次の改正にあつては、改正案自体を撤回すべきであると主張している。(546)

4、改正案八三条ノ二 本条それ自体は、合名会社が総社員の同意をもって合資会社に組織変更しうるといふものであり、とくに異論を挟むべき条文ではない。傍論として、物的会社相互の組織変更、とくに株式会社が株式合資会社となることを認めない現行法の政策を改正案も改めなかつた点に賛成した記述が興味深いので、言及しておく。

松本蒸治の表現によれば、株式会社の株主は、あたかも共和国民のようであり、株主総会は会社の主権者である。一方、株式合資会社の株主は、あたかも立憲君主国の臣民のようであり、株主総会は単に無限責任社員に対する一機関にすぎないのであつて、その決議は無限責任社員の一一致を得なければ会社を統治することができない。いま、君主国の臣民の地位を共和国民の地位に転ずることは、多数決による強制を許してもよいであろうが、共和国民の地位を君主国の臣民の地位に貶(せ)ずことは、各員の同意を得なければできないことであり、各員の同意が

得られるような稀有な場合には、株式会社を解散して株式会社合資会社を設立することも容易であるから、あえて組織変更に関する規定を設ける必要はない。<sup>(547)</sup> およそ以上のように述べている。

5、改正案九一条ノ二 本条は清算会社が未だ弁済期に至らない債務をも弁済しなければならぬとして、清算の結了を敏速ならしめようとの趣旨に出たものようであり、その趣旨には賛成である。しかし、会社が額面以上で高利の社債を募集した場合や、社債が額面以上の時価を有するに至ったような場合に、会社が本条の規定によって弁済期前の償還をなしうるとすれば、債権者の利益を害するであろう。期限が債権者の利益のために存する債務については別段の規定が必要である。<sup>(548)</sup>

6、改正案九九条ノ二 会社設立無効の訴に関する本条以下の五か条については現行法の「欠点ヲ補ヒ又疑義ヲ決スルヲ目的トセルモノタリ、時宜ヲ得タル好改正ト謂フヘキナリ」。<sup>(549)</sup> 松本丞治は、こう評価しつつも、本条は「会社カ其本店ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為シタル後ハ社員ハ会社ニ対スル訴ヲ以テノミ其設立ノ無効ヲ主張スルコトヲ得」と改正すべきであると提言している。会社は、設立登記の後において、その設立を第三者に対抗することができる状態になるのであり、その事業に着手したか否かは会社の第三者に対する法律関係を生じることか否かと没交渉の問題である。むしろ事業に着手する以前に第三者との間に法律関係を生じることが多いであろうから、事業に着手したことをもって設立無効の訴の条件となすのは傾聴すべき理由があるとは思えない。<sup>(550)</sup> また、訴が会社に対するものであることを明示すべきである。<sup>(551)</sup> 以上のように述べている。

また本条が株式会社に準用されたとき、株主でない取締役または監査役はこの訴を提起できないという不都合を生じる。独商法にならって、取締役や監査役にも訴を提起することを認めるべきである。<sup>(552)</sup>

7、改正案一四二条ノ二 現行法は、発起人の責任に関して、定款中の特定事項につき不当な定めをした場

合および株式総数の適法な引受または第一回の払込がない場合について会社に対する責任を定めているにすぎず（一三五条ないし一三七条）、きわめて不備である。これらの場合を除けば、不法行為によるのでなければ、発起人は会社に対する義務を負わない。したがって、本条が一般に発起人が会社の設立に關しその任務を怠つた場合に連帯責任を負うとしたのは、現行法の重大な欠陥を補正し、発起人が会社の設立にあつて私腹を肥やす弊害および漫然と発起人の名義を他人に貸与する無責任を矯正することになり、大いに賛成である。<sup>(553)</sup>

8、改正案一四二条ノ四 改正案が明文の規定をもつて取締役および監査役は発起人と連帯して会社に対して責任を負うべき旨を規定し、その責任を加重したことは賛成である。しかし、改正案一四二条ノ二第二項は、発起人に悪意または重過失ある場合にその第三者に対する責任を認めているのであるから、この規定との均衡上、本条第二項として「第四百四十二条ノ二第二項ノ場合ニ於テ取締役及ヒ監査役ニ悪意又ハ重大ナル過失アルトキハ第三者ニ対シテモ発起人ト連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ス」との規定を追加すべきである。<sup>(554)</sup>

9、改正案一四五条 現行法は株式金額の最小限を五〇円と定め、一時に株金全額を払い込むべき場合は例外として二〇円以上たるべきことができているが、改正案は、例外を削除した。少額株式の発行は不当な投機熱を醸成し、資力の不十分な者が会社事業に關与して損失を被つたり、株主が権利を蔑視して議決権を行使しない等の弊害を生じるから、改正案は妥当である。現行法の五〇円という制限は適當である。<sup>(555)</sup>

10、改正案一四八条 改正案は、本条以下、特定の条文についてのみ、「署名」を「署名又ハ記名捺印」と改めているが、思うに、その趣旨は、商法中署名スヘキ場合ニ關スル法律を廃止して、商法の規定による署名は特定制外の場合を除いて自署に限るものとするようである。この改正の趣旨は、主義としては賛成であるが、わが国の現状がこの変革に耐えうるか否かは関知するところではない。<sup>(556)</sup>

11、改正案一六三条 本条ないし一六三条ノ四は、總會決議無効の訴について現行法の欠点を補正したものであるが、おおむねドイツ商法に倣ったものと思われる。規定の精細さはドイツ法に一步譲るとしても、他に比類なしと評価できる。<sup>(567)</sup> 本条二項は、株主が訴を提起する条件を制限しているが、濫訴を防止したり、いわゆる会社荒しを抑止するのに「頗ル機宜ニ適セル規定」<sup>(568)</sup>である。なお、決議無効の宣告の効力は、遡及効を有し、決議は始めから無かつたものとなるのが、この訴の本来の性質であると解するが、その判決が将来に向かつてのみ効力があるとの説があることに鑑みて、立法手段によって明確に解決を図っておくべきである。<sup>(569)</sup>

12、改正案一六四条 現行法は取締役を株主中から選任すべきものと定めているが、改正案はこの制限を撤去し、さらにこの規定を監査役にも準用した(改正案一八九条)。松本丞治は、この点に関して、すでに一編の論稿を公表していたが、「改正案ノ改正方ニ余ノ意見ニ合致セリ、余ノ之ニ賛成スルハ言ヲ俟タサル所ナリ」と述べている。監査役に公許計算人の制度を採用することを排斥し、監査役および取締役の資格を株主に制限しないという松本の主張に沿った改正案だったからである。

本条二項は、会社と取締役との間に委任に関する規定の適用があることを明定し、この規定は監査役にも準用された(改正案一八九条)。解釈論からすれば、別段かかる規定を設ける必要はないが、大審院が取締役の選任に単独行為説を採用し(第一部資料1の【24】決定参照)、大審院に賛同する説も多いことから、本項のような立法解釈的規定を設けたものと思われるので、強いて反対はしない。<sup>(562)</sup>

13、改正案一七〇条 現行法は取締役につき、その各自が会社を代表する権限を有するものとしているが、改正案は、第一に取締役中に会社を代表する権限を有しない者を定めることを認め、第二に会社を代表すべき取締役について共同代表の場合を認めた。この「第二点ハ余ノ宿論ニ合スル所ニシテ余ノ最モ賛成スル所ナリ」<sup>(563)</sup>。多



数の外国法においては、取締役という機関と、これを組織する役員とを区別し、取締役員各自は会社を代表することなく、共同して取締役という機関を形成している。これら外国の主義が正当であると思われるが、現行法改正の経過規定を設けるのは困難であるし、急激な変更が妥当でないことを考慮すれば、本条の改正に満足せざるをえない。<sup>(564)</sup>

取締役中に会社の代表権限を有する者と有しない者を認める制度は、わが国の実例上、いわゆる専務取締役または常務取締役以外の取締役が会社を代表して行為をなすことがないものであることに鑑みると、実際に適合するものとして歓迎すべきである。<sup>(565)</sup>

14、改正案一七七条 現行法は、取締役が法令または定款に反する行為をしたときは第三者に対して損害賠償の責に任ずるものとし、取締役が株主総会の決議に依つてこの種の行為をなした場合、株主総会において異議を述べかつ監査役にその旨を通知したときは、その者は責任を負わないと規定している。本条二項は、この場合の取締役の責任を連帯とし、またたとえ異議を述べた取締役であっても、なお責任を負うものとした。これは至当の改正である。總會において異議を述べたことに藉口して違法行為の責任を免れることを認めるのは、第三者の利益を損うからである。<sup>(566)</sup>

15、改正案一九〇条ノ二 改正案は、株式会社の財産目録に掲げる財産の価額は取引所の相場または時価を超えることができないのを原則とし、その相場または時価が財産の取得価額または製作価額を超えるときはその取得価額または製作価額を超えることができなかつた。現行法に比較すれば多少の進境を認むるに足るものがあるが、なおあきたりない部分がある。<sup>(567)</sup>

株式会社に関しては、その營業に供用する固定財産と他の財産とを区別して規定すべきである。わが国等の実

務を見ると、継続して營業に供用する固定財産については、その取得価額または製作価額を掲げると同時に、貸借対照表の負債の部（借方）に別にその使用減損に相当する金額を償却積立金として掲げるのを常としている。もしこの積立金にして相当の金額を下らないものであるときは、たとえ取得価額または製作価額からこれを控除した価額が、たまたまその財産の時価を下回ることがあっても、ただちに会社の基礎を危くするものとはいえない。この種の固定財産の評価はきわめて困難であることが多いのであるから、配当期ごとにこの評価をなすといふのは實際上不能であることが多く、地価の下落その他の原因によってこれらの固定財産の一時的暴落を生じた場合に、時価に従ってこれの評価を改めさせることは、かえって会社の營業から生じる損益を動揺せしめる弊害がないとはいえない。ドイツ商法二六一条は、譲渡を目的とせず継続して会社營業に供せられる財産には、減損に該当する金額を控除するかまたは別に相当の償却積立金を設けるときは、時価に従わずに取得価額または製作価額を付することができる旨の規定をしている。わが改正案が、このような實際に適する規定を閑却した理由がわからない。<sup>(568)</sup> 以上のように述べたうえで、「本条ニ此意味ノ規定ヲ追加スルコトノ喫緊ノ必要ヲ認ム……此点ニ付テハ毛戸博士ノ説余ノ所見ト同シ」と言及している。<sup>(569)</sup>

しかし、「修正ノ提案ニ至リテハ余ハ不幸ニシテ毛戸博士ト見解ヲ異ニス」として、<sup>(571)</sup> 以下のように述べる。毛戸博士は、改正案二六条二項を株式会社または株式会社合資会社に適用するときは時価以下の評価によって株主が配当を受けるべき金額が減殺されるに至るべきことを憂慮して、これと同趣旨の本条を削除すべしと論じているようであるが、<sup>(572)</sup> 株式会社または株式会社合資会社においては、多数決議によって配当しうべき金額をも任意の積立金とし、または繰越金として配当しないことができ、法律もこれを禁ずることがないのであるから、時価以下の評価も、総会の承認があるときはこれを禁止する必要はないであろう。本条の規定は削除する必要はない。<sup>(573)</sup>

結局、先に述べた趣旨に基づき、本条第二項として次の一項を追加することを希望するものである。すなわち「前項ノ規定ハ会社カ継続シテ營業ニ供用スヘキ財産ニ其取得価額又ハ製作価額ヨリ減損ニ相当スル金額ヲ控除シタル価額ヲ付スル場合ニハ之ヲ適用セス」<sup>(574)</sup>。

16、改正案二〇〇条ノ二 現行法は社債は一時に全額を払い込むべきものとしていたが、改正案は社債についても数回に分つ払込を認めようとするので、資本増加の場合に関する商法二一〇条に該当する規定が必要となつた。社債について分割払込を認める立法上の必要があるか否かは疑問であるが、おそらく改正案は、主としてわが国の会社が外国において社債を募集する場合の便宜を考えたものであろうから、強いて反対すべき理由もない。<sup>(575)</sup>

なお、松本丞治は、社債に関するわが国の法制について以下のように述べている。社債に関する規定を商法中に設けるのは、数か国の商法に例があるのみであるが、わが商法は、社債に関する明治二三年法律第六〇号を改正して、この規定を商法中に收容し、さらに今回の改正によってこれを増補しようとしている。その他、担保付社債に関しては、膨然たる担保付社債信託法が存在しており、また鉄道抵当法、工場抵当法および鉱業抵当法も主として担保付社債募集の場合に適用されるものである。「社債ニ関スル我国法ハ蓋シ各国法中ノ最モ完備セルモノノ一タルノ名声ヲ有スヘキ」<sup>(576)</sup>である。これは、わが国が外資導入を渴望することが「大早ノ雲霓ヲ望ムカ如キ状態ヲ反映スルモノ」<sup>(577)</sup>というべきである、と孟子の言を引いて説明している（孟子・梁惠王下「若大早之望雲霓也」）。

17、改正案二二〇条ノ五 本条は、株式併合の場合に、従前の株式を目的とする質権が、併合によって株主が受けるべき株式および金銭の上に存在する旨を規定するが、本条を新設する立法上の必要はない。民法では、

先取特権の物上代位性に関する規定（民三〇四条）が、質権に準用され（民三五〇条）ており、これが権利質に準用された場合には、これを拡張して株式その他の権利にも適用あると解すべきである（民三六二条二項）。よつて、本条の規定を設ける必要はない。<sup>(578)</sup>

かりに一步譲つて、民法三〇四条が本条の場合に準用あるか否か、疑義があるから解釈的規定として本条を設けたのであれば、合併の場合にもこれと同趣旨の規定が必要である。改正案は、合併による株式併合の場合に本条の規定を準用すべきものとしているが（改正案二二五条二項）、合併の場合には、たとえ株式の併合がなくても、合併によつて消滅した会社の株式は当然にその効力を失い、合併後に存続する会社または合併によつて設立した会社の株式または持分と交換されるのである。この場合、失効した株式を目的とする質権についても本条と同一の問題を生じるはずである。改正案は、この点に関して何らの規定を試みていない。したがつて、第一策としては、むしろ本条の規定を削除してこの問題を学説に委ねるべきことを提議したい。これが採用できないのであれば、第二策として、合併によつて消滅する株式会社および株式合資会社の株式について、本条に該当する規定を新設することを提案したい。<sup>(579)</sup>

18、改正案二六一条以下 罰則の規定に関する改正案について、松本丞治は以下のように述べている。改正案が公表されるや、世上の論議は、一時この数か条の規定に集中し、他を顧るいとまも無いような様相であった。議会の論争の中心もここにあるのであろうし、最も修正を被る点もここにあるのであろう。しかし、「余輩商法学者ノ興味ヲ惹クモノハ自ラ他ニ存スルアリ、此数条ノ規定ノ如キハ余輩ノ眼中ニハ索々タル蠟塊ノミ、亦之ヲ剖積シ之ヲ批評スルノ氣力ヲ有セサ」<sup>(580)</sup>る。以上のように述べて、罰則に関しては、所感の略言にとどめている。

商法中にこのような厳密な刑罰規定を置かざるをえないことになつた事由の存在することを認めるとともに、

わが実業社会の人士の名誉のため、このような事態に至ったことを悲しむものである。この種の刑罰規定は、あたかも水害に対する堤防のようなものである。水源を涵養せず、山林の濫伐を禁止せずに水害を杜絶しようと欲しても、これは無理である。「問題ハ世道人心ニ在リ、法抑モ末ナリ」<sup>(387)</sup>。もし、この数か条の規定によって実業社会の廓清を遂げることができれば、その代価は、あまりに軽少であると言わざるをえない。<sup>(388)</sup>

このような規定を設ければ、名声や財産のある人士は会社に関係することを避けるようになり、会社はかえって重役に人を得る途を妨げられると主張して、蔽罰主義に反対を唱える者がいる。この論者は、名声や財産のある人士が国法を犯して私利を計り、ために刑罰に触るに至るべきことを期待するのであろうか。悪意のない行為に蔽罰を科する趣旨でないことは改正案を一読すれば明瞭のはずである。このような、ためにする議論は、耳を傾けるに足りないものである。<sup>(389)</sup>

(471) 毛戸勝元「商法改正案ヲ評ス」〔京都法学会雑誌五卷一〇号（明治四三年）一二五頁。〕

(472) 同前一二七頁参照。

(473) 同前一二七―一二八頁。

(474) 同前一二八頁。

(475) 同前一二九頁。

(476) 同前参照。

(477) 同前一二九―一三〇頁。

(478) 同前一三一頁。

(479) 同前一三一―一三二頁。

(480) 同前一三二頁。

- (481) 同前一三三頁。
- (482) 同前。
- (483) 同前。
- (484) 同前一三四頁。
- (485) 毛戸・注(297)前掲論文。
- (486) 毛戸・注(471)前掲一三四頁。
- (487) 毛戸・注(297)前掲二六頁参照。
- (488) 毛戸・注(471)前掲一三四頁。
- (489) 同前一三五頁。
- (490) 同前一三五頁参照。
- (491) 同前一三六頁。
- (492) 同前。
- (493) 同前一三七頁。
- (494) 同前一三七—一三八頁。
- (495) 岡野・注(369)前掲一頁以下。
- (496) 毛戸・注(471)前掲一三八頁。
- (497) 同前一三八—一四〇頁。
- (498) 同前一四〇頁。
- (499) 同前一四一頁。
- (500) 同前一四一—一四二頁。

- (501) 同前一四二—一四三頁。  
(502) 同前一四三—一四四頁。  
(503) 同前一四四頁。  
(504) 同前一四五頁。  
(505) 同前。  
(506) 同前一四五—一四六頁。  
(507) 同前一四七頁。  
(508) 同前一五〇頁。  
(509) 同前一五一頁。  
(510) 同前一五二頁。  
(511) 同前。  
(512) 同前一五三頁。  
(513) 同前。  
(514) 同前一五四頁。  
(515) 毛戸勝元「商法改正案ヲ評ス(二)」京都法学会雑誌五卷一一号(明治四三年)一四七—一四八頁。  
(516) 同前一四九頁。  
(517) 同前一五〇頁。  
(518) 同前。  
(519) 同前一五一頁。  
(520) 同前一五一—一五二頁。

- (521) 同前一五四頁。
- (522) 同前。
- (523) 同前。
- (524) 同前一五四—一五五頁。
- (525) 同前一五五頁。
- (526) 同前。
- (527) 同前一五五—一五六頁。
- (528) 松本丞治「商法中改正法律案ヲ評ス(一)―(六)」法学協会雑誌二八卷九号(明治四三年)一一五頁以下、同10号八一頁以下、同11号一〇頁以下、同12号一一九頁以下、同19卷1号(明治四四年)八一頁以下、同2号七九頁以下。
- (529) 松本丞治・法学論叢商法改正案評論(明治四四年)一頁。
- (530) 松本・注(383)前掲論文。
- (531) 松本・注(529)前掲二頁。
- (532) 同前三—四頁参照。
- (533) 同前一七頁。
- (534) 同前一七—一八頁。
- (535) 同前一八頁。
- (536) 同前一八一—一九頁。
- (537) 同前二〇頁。
- (538) 同前二一—二二頁。



- (558) 同前六六頁。  
(557) 同前六五頁。  
(556) 同前五八一五九頁。  
(555) 同前五七―五八頁。  
(554) 同前五六一五七頁。  
(553) 同前五三頁。  
(552) 同前四四―四五頁。  
(551) 同前四四頁。  
(550) 同前四三―四四頁。  
(549) 同前四三頁。  
(548) 同前三九―四〇頁。  
(547) 同前三六―三七頁。  
(546) 同前三〇―三一頁。  
(545) 同前三〇頁。  
(544) 同前二六一二七頁。  
(543) 同前二六頁。  
(542) 同前二五―二六頁。  
(541) 同前二四―二五頁。  
(540) 同前。  
(539) 同前二三頁。

- (559) 同前六六一六七頁。
- (560) 松本・注(335)前掲論文。
- (561) 松本・注(529)前掲六九頁。
- (562) 同前六九一七〇頁。
- (563) 同前七二頁。
- (564) 同前七二一七三頁。
- (565) 同前七三一七四頁。
- (566) 同前七五一七六頁。
- (567) 同前八〇頁。
- (568) 同前八二一八三頁。
- (569) 毛戸・注(47)前掲参照。
- (570) 松本・注(529)前掲八三頁。
- (571) 同前。
- (572) 毛戸・注(475)前掲参照。
- (573) 松本・注(529)前掲八三一八四頁。
- (574) 同前八五頁。
- (575) 同前八六一八七頁。
- (576) 同前八七頁。
- (577) 同前。
- (578) 同前一〇一—一〇二頁。

(579) 同前一〇二頁。

(580) 同前一一一頁。

(581) 同前。

(582) 同前。

(583) 同前一一一—一二二頁。

### 七、明治四四年改正会社法の改正手法の先例としての意義——結語に代えて

#### 1、明治四四年改正会社法の成立

第二七回帝國議會は、明治四三年（一九一〇年）一月二二日召集され、同二五日開院された。

政府は、明治四四年（一九一一年）一月二一日、商法中改正法律案および商法施行法中改正法律案を貴族院に提出した。貴族院は、同日第一読会を開いているが、その際、岡部長職司法大臣が提案理由を説明している。

明治三二年商法制定以来の商業の発達、商事の複雑化に適應するため、各種の疑義を解消するため、という緊急性が強調されているが、とりわけ社会の各方面の需要に即したものであったことが、以下のように述べられている。段々ニ斯ノ如キ議カ重ナリ重ナリテ遂ニハ商法ノ修正ヲ促ス声カ愈々高クナリ来ツタ訳テ先ツ実業家ヨリ修正ヲ希望スルノ意見カ続々トシテ提出サレマスシ、次イテ弁護士団体、尚又諸官衛ヨリモ改正意見ヲ提出スル者カ頻々トシテ来ルコトニ相成リマシタ次第デアリマス、是ニ於キマシテ当局ハ商法改正ハ急務デアルト云フコトヲ認メテ、是等ノ各方面ヨリ提出サレマシタル所ノ改正意見ヲ取捨イタシマシテ、其適切ナルモノヲ採<sup>と</sup>ル<sup>と</sup>之ヲ資料ト致シマシテ茲ニ商法改正ヲ企ツルニ至ツタ次第デアリマス<sup>(584)</sup>。

貴族院は僅少の修正を加えて、同年二月七日、これを議決して衆議院に送付した。衆議院も、僅少の修正を加えて三月一日にこれを議決、同月二日に両院協議会を開き、成案を得て両院を通過し、五月三日法律第七三号として公布され、同年一〇月一日から施行された。<sup>(585)</sup>

(584) 志田・注(388)前掲一二五頁。

(585) 同前一八頁。

## 2、改正手法の先例としての意義

改めて明治四四年会社法改正の意義を問うとき、従来言われていたように、単なる応急的あるいは疑義解消のための改正であったと、簡単に小括することが妥当なのであろうか。確かにこの時代においても、多くの者がそう指摘しており、かつまた、そのような認識でいたことは事実である。しかし、改正の意義はそれだけに止まるものではあるまい。

若き日の松本丞治は、その論稿において巧みな比喻を用いている。いま及ばずながら彼の手法を踏襲して述べれば、明治三二年に国産会社法を世に送り出した先達諸氏にとつての商法典は、アントニオ・ガウディ (Antonio Gaudi) にとつての聖家族贖罪聖堂 (サグラダ・ファミリア) のようなものであったのではなからうか。ガウディは、一八八三年、三一歳で聖家族贖罪聖堂の設計・建築に携わり、一九二六年に死去するまで、この聖堂に情熱を傾け続けたのである。スペイン、バルセロナに建つこの聖堂は、今日もなおガウディの志を継承する者達によって建築作業が続けられており、未だ完成を見ない。しかし、聖堂自体は、一九世紀にこの世に出現して以来、立派に施設としての機能を果たしている。

明治三二年会社法の立法に携わった先達諸氏は、固より実用に耐えられない商法典を世に送り出すつもりは毫もなかった。そうでなければ、「我邦ノ会社ハ此ノ如ク完美ナル法律ニ依リ支配シ監督サレツツアリ」と言い、「何ソ其ノ多幸ナルヤ」とまで、その矜持と自信を表明することはなかったであろう<sup>(58)</sup>。しかし、先達諸氏は、明治三二年会社法が完璧な法典であるとは決して考えていなかった。そのことは、明治三〇年代中葉以降に公表された、立法に携わった先達諸氏の論稿の多くを概観することによって窺うことができる。彼等は、第一に、学界・法曹界・実務界の啓蒙に努め、積極的に質疑応答を繰り返した。第二に、会社法務・会社実務の現状に関心を寄せていた。また、会社法関係の判決例の批評にも積極的にとりくんだ。第三に、法条の疑義に関しては、できる限り解釈によって補う努力をし、立法の不備についても率直に言及した。

法律取調委員会において、会社法改正作業の中核を担ったのは、すでに言及したように、明治三二年商法の制定に際して法典調査会委員の任にあつた者達である。このことは、明治四四年会社法改正が、事実上、三二年会社法の立法作業の継続であつたことを意味しているものと思う。会社法研究者のいわば第一世代としての責任において、自ら世に送り出した会社法を、より完成度の高いものに昇華させる作業こそが、明治四四年会社法改正の意義であつたと思われる。その意味では、搖籃期の、民法学のみならず商法学の分野においても常に牽引者としての役割りを果たした梅謙次郎が、明治四四年会社法改正作業が峠を越した明治四三年にこの世を去つたことは、象徴的ですからある。明治四四年改正は、応急的または緊急的改正と言うよりも、施行後の一〇余年を掛けた、立法に携わった者を中心とする、満を持した改正であつたと評価する方が相応しいのではなからうか。

緊急的改正と言われながらも、その改正には、十分な時間が掛けられている。司法省内で作業が開始されてから足掛け六年、勅令に基づく法律取調委員会設置から足掛け五年の歳月を要している。この間、改正案を公表し

て広く意見を求めるといふ手順が踏まれたことは、繰り返し述べるように、わが国のその後の会社法改正手続の手法の良き先例として高く評価されるべきである。「明治四四年商法改正法の原案が纏まるまでに各方面より司法省に提出された意見書の多さは、特筆に値する」<sup>(585)</sup>という指摘は、きわめて重要である。この事實は、施行後一〇余年を経た明治三二年法が、発展著しい実務界の需要を満たすためには限界が来ていたことを示すと同時に、改正に向けた情報の開示がきわめて適切であったことを示している。このような、適切な情報開示は、その後のわが国の会社法改正手順の良き慣行になったと評価できる。

改正のための論点の公表を含む積極的な情報の開示は、わが国の会社法学の発展および次の時代を担う会社法学者の育成という面にも貢献した。明治三〇年代中葉以降に公表された、改正論議を含む会社法に関する論稿は、すでに概観したように、決して少ないものではない。第一世代の薰陶を受けて台頭してきた当時の若き研究者達の論稿の筆致は、その水準は区々であるとしても、一様に自信に満ちたものであるような印象を受ける。このことは、第一世代に属する先達諸氏が、後継者育成に十分な配慮をした結果であろうと思われる。大規模な改正は、研究者の世代交替を促す契機となる事件であろうが、改正を担うべき世代の研究者が、台頭する次世代の主張に謙虚に耳を傾け、次世代の研究者は萎縮することなく積極的な提言を行うという、今日に至るわが国会社法学界の伝統は、明治四四年改正作業時に始まったと言いつるのではなからうか。

(584) 岸本・注(34)前掲参照。

(585) 藤井信秀「日露戦争後の経済発展への対応——明治四四年の改正」北澤正啓先生古稀祝賀論文集『日本会社立法の歴史的展開』一三四頁(平成一年)。

資料2

○商法改案要領\* (抄)

第二、會社編の部

- 一、現行法に於て會社と稱するは商行爲を爲すを業とする目的を以て設立したる社團なりと定義したる結果營業を目的とする社團にして商行爲を爲すを業とせざるものは之を會社と稱するを得ざりしも改正案は之を會社と看做せり
- 二、會社は他の會社の無限責任社員と爲ることを得るや否やに付議論の餘地ありたるを以て特に之が禁止の規定を設けたり
- 三、異種の會社が合併し得るや否やに關し從來種々の學說行はれたるを以て一刀兩斷的に積極の規定を設けたり
- 四、現行法に於ては合名會社の社員は各自獨立して會社を代表すとせるも改正案は定款又は總社員の同意を以て數人の社員共同して會社を代表すべき旨を定むるの自由を認めたり
- 五、合名會社は總社員の同意を以て組織を變更して合資會社となすことを得べき旨及總社員の同意を以て有限責任社員を加入せしめて合資會社と爲すことを得べき旨を明規せり
- 六、現行法は清算人數人ある場合に第三者に對しては各自會社を代表したるも改正案は共同代表又は各自代表を認めたり
- 七、清算の場合に於ては會社は辨濟期に至らざる債權と雖も之を辨濟することを要する旨特に規定せり
- 八、會社が事業に着手したる後社員が其設立の無効なることを發見したるときは訴を以てのみ其無効を主張することを得せしめたり
- 九、合資會社は總社員の同意を以て其組織を變更して合名會社と爲すことを得る旨明定せり
- 十、株式申込證の記載事項中へ一定の時期迄に會社が成立せざるときは株式の申込を取消すことを得る旨記載すべきことを附加せり
- 十一、現行法株式總數の引受ありたる後一年内に第一回の拂込を終らざるとき又は其拂込を終りたる後六ヶ月内

に發起人が創立總會を招集せざるときは株式引受人は其申込を取消し拂込みたる金額の返還を請求することを得るの規定を削除せり

十二、發起人が會社の設立に關し其任務を怠りたるときは會社に對し連帶して損害賠償の責に任せしめ若し其發起人にして惡意又は重大なる過失ありたるときは第三者に對しても連帶して損害賠償の責に任せしめたり

十三、會社不成立の場合に於て發起人が會社の設立に關して爲したる行爲に付きては連帶して責任を負ふべく且其設立に關して支出したる費用は發起人をして負擔せしめたり

十四、會社の漸次設立の場合に於て取締役及監査役が一定の事項を調査し之を創立總會に報告することを怠りたる時は會社に對し發起人と連帶して損害賠償の責に任せしめたり

十五、現行法に於ては一時に株金の全額を拂込む場合に限り株式の金額を廿圓迄に下すことを得るも改正案に於ては總て五十圓を下ることを得ずと爲せり

十六、無記名式の株券を有する者が株主の権利を行はんとするときは其権利の行使に必要な員數の株券を會社

に供託することを要すとせり

十七、現行法に於て定時總會は取締役が提出したる書類及監査役の報告書を調査し且利益又は利息の配當を決議すとの規定を削除せり

十八、總會招集の手續又は其決議の方法が法令又は定款に反する場合に現行法に於ては株主は其決議の日より一ヶ月内に其決議の無効の宣告を裁判所に請求することを得とせるを改正案にては株主、取締役又は監査役は訴へを以てのみ其決議の無効を主張することを得とし且株主の此訴權行使を制限し株主は總會に於て決議に對し異議を述べ又は正當の理由なくして總會に出席することを拒まれたるときに限り又株主が總會に出席せざる場合に於ては自己に對する總會招集の手續が法令又は定款に反することを理由とするときに限り此訴を提起することを得と改めたり

十九、現行法は取締役並に監査役は株主中より選任すべき規定なるも改正案は廣く何人よりも之を撰任することを得べく且會社の取締役又は監査役との關係に就ての委任に關する規定を適用することとせり

二十、現行法は取締役の任期は三年を越ゆることを得ずと



雖も再選を妨げざるも改正案は再選を認めず單に定款を以て任期中の最終の配當期に關する定時總會の終結に至るまで其任期を伸張することを妨げずとせり

廿一、現行法が取締役は各自會社を代表すとせるを改正案は定款又は株主總會の決議を以て取締役中會社を代表すべき者を定めず又は數人の取締役が共同して會社を代表すべきことを定めざる場合に限り取締役は各自會社を代表すとせり

廿二、社債原簿の記載事項中へ（一）數回に分ちて社債の拂込を爲さしむるときは其拂込の金額及時期（二）各社債に付き拂込たる金額及拂込の年月日の二號を挿入せり

廿三、取締役が法令又は定款に反する行爲を爲したる場合に現行法は株主總會の決議に依りたる場合と雖も第三者に對して各自損害賠償の責を免るゝを得ずとし而も其行爲に對し株主總會に於て異議を述べ且監査役に其旨を通知したる取締役に限り其責任を免るるを得とせるも改正案は取締役（又は監査役）は如何なる場合と雖も第三者に對し連帶して損害賠償の責に任ずるのみならず取締役（又は監査役）が其任務を怠りたるときは會

社に對し連帶して損害賠償の責に任ずとせり

廿四、監査役の任期は現行法は一年とし再選を妨げざるも改正案は二年を超ゆることを得ずとし而も再選を認めず取締役と同じく定款を以て任期中の最終の配當期に關する定時總會の終結に至る迄其任期を伸張すること

を妨げずとせり  
廿五、現行法上監査役が其任期を怠りたる時は會社及び第三者に對して損害賠償の責に任ずとあるを改正案は監査役が會社又は第三者に對して損害賠償の責に任ずべき場合に於て取締役も亦其責に任ずべきときは其監査役及び取締役は之を連帶債務者とせり

廿六、現行法監査役は其破産又は禁治産に因りて退任すとの規定を削除せり

廿七、會社の計算に付き財産目録に掲ぐる財産の價額は取引所の相場ある財産に付きては財産目録調製の時に於ける相場に其他の財産に付ては財産目録調製の時に於ける價額に超ゆることを得ず但其相場又は價額が財産の取得價額又は製作價額に超ゆるときは其取得價額又は製作價額に超ゆることを得ずとし不相當の價額を附して世人を欺瞞するを防遏せり

廿八、社債の濫發を防止する爲め會社は前に募集したる社債總額の拂込を爲さしめたる後に非れば更に更に社債を募集するを得ずと規定せり

廿九、各社債の金額廿圓を引上げて五十圓を下ることを得ずとせり

三十、現行法は社債の募集が完了したるときは其全額を拂込ましむることを要すとあるを改正案は遲滯なく各社債に付き其全額又は第一回の拂込を爲さしむることを要すとせる結果債券は社債全額の拂込ありたる後に非ざれば之を發行することを得ずと規定せり

卅一、所謂特別決議即ち總株主の半數以上にして資本の半額以上に當る株主出席し其議決權の過半數に依る可き場合に無記名式株券の所有者にして會日より一週間前に其株券を會社に供託せざる者は如上總株主の員數中に算入せざること、せり

卅二、資本減少の爲め株式を併合すべき場合に株主が會社の通知に従ひ株券を會社に供託せざるときは株主の權利を失ふべき規定を設けたり

卅三、株式併合の場合には従前の株式を目的とする質權は併合に因りて株主が受べき株式及金錢の上に存在すと

せり

罰則

一、取締役、株式合資會社の業務執行社員監査役又は株式會社若は株式合資會社の清算人若は支配人が其任務に背きたる行爲を爲し會社に財産上の損害を加へたるときは五年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處し且其未遂罪をも處罰せり

二、發起人、取締役、株式合資會社の業務執行社員、監査役又は検査役が會社の設立若は資本の増加又は其登記を爲し若は之を爲さしむる目的を以て裁判所又は總會に對し不實の申述を爲し又は事實を隱蔽したるときは五年以下の懲役若は禁錮又は五千圓以下の罰金に處することとせり

三、發起人、會社の業務執行社員、取締役、外國會社の代表者、監査役、清算人又は検査役が(一)會社の業務又は會社財産の状況に付き裁判所又は總會に對し不實の申述を爲し又は事實を隱蔽したるとき(二)會社の業務又は會社財産の状況に付き不正の公告を爲したるとき(三)會社の業務又は會社財産の状況に付き會社の帳簿又は書類に記載すべき事項を記載せず又は不正の記載

を爲したるとき(四)法令の規定に依り會社に備へ置くべき帳簿又は書類を本店又は支店に備へ置かざるとき(五)法令の規定に違反して株券を發行したるとき其他株券に不正の記載を爲し又は規定に背きて株券を無記名式と爲したるとき(六)法令の規定に違反して社債を募集し又は債券を發行したるときは三年以下の懲役若しくは禁錮又は三千圓以下の罰金に處し且つ如上の行爲が過失に出でたるときと雖三千圓以下の罰金に處せり

四、發起人、會社の業務執行社員、取締役、外國會社の代表者、監査役又は清算人が(一)規定に違反して合併、會社財産の處分、資本の減少又は組織の變更を爲したるとき(二)民法の規定に依り破産宣告の請求を爲す可き場合に於て其の請求を爲さずして會社財産を處分したるとき(三)検査役の調査を妨げたるるとき(四)會社が裁判所の命令に因つて解散したる場合に於て清算人の事務の引渡を爲さざるとき(五)清算の結了を遅延せしむる目的を以て請求申出期間(民法七九條)を不當に定めたるるとき(六)一部債権者を利する目的を以つて請求申出期間内に之に辨濟を爲したるとき(七)債権者を害する目的を以て規定に違反して會社財産を分配したる

とき(八)裁判所の下したる外國會社支店閉鎖命令に違反したるときは二年以下の懲役若しくは禁錮又は二千圓以下の罰金に處し且其行爲が過失に出でたるときと雖も二千圓以下の罰金に處せり

五、他人の株券を使用し其他詐欺の所爲に因り議決權を行ひ又は規定に違反して株式引受人若しくは株主の權利を行ひたる者は一年以下の懲役若しくは禁錮又は千圓以下の罰金に處し發起人、取締役、株式合資會社の業務執行社員、監査役又は株式會社若しくは株式合資會社の清算人若しくは支配人が如上の行爲を爲し又は之に加功したるときは三年以下の懲役若しくは禁錮又は三千圓以下の罰金に處せり

六、議決權の行使に關し不正の利益を收受若しくは要求し又は之を收受することを約束したる者は一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處し又之に對し不正の利益を交付若しくは提供し又は之を交付することを約束したる者亦同じとし發起人、取締役、株式會社の業務執行社員、監査役又は株式會社若しくは株式合資會社の清算人若しくは支配人が如上の行爲を爲し又は之に加印したるときは三年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處せり

七、發起人、取締役、株式合資會社の業務執行社員、監査役、株式會社若しくは株式合資會社の社算人又は支配人、検査役が職務の執行に關し不正の利益を收受、要求又は收受を約束したるときは三年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處し同時に不正利益を交付若しくは提供し又は交付することを約束したる者は一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せり

八、以上六、七の場合にて收受したる利益は沒收し若し沒收不能の場合には其價格を追徴すること、せり

九、發起人、會社の業務執行社員、取締役、外國會社の代表者、監査役又は清算人が(一)官廳又は總會に對し不實の申述を爲し又は事實を隱蔽したる時(二)本編所定の登記を怠りたる時(三)本編所定の公告若しくは通知を怠り又は不正の公告若しくは通知を爲したる時(四)不當に書類の閲覽を拒みたる時(五)不法に株主總會を招集せざりし時(六)規定に反して開業の準備に着手したる時(七)規定に背き破産宣告の請求を爲すことを怠りたる時(八)規定に違反して準備金を積立ざる時(九)株式申込證又は社債申込證を作らず之に記載すべき事項を記載せず又は不正の記載を爲したる時(十)株券又は債

券に記載すべき事項を記載せず又は不正の記載を爲したる時其他主要なる義務を盡さざる時は五圓以上千圓以下の過料に處す但其行爲に付刑を科すべき時は此限に非ずとせり

\*法律新聞六五二・六五三号(明治四三年)を底本とする。

資料3

○現行商法中改正案<sup>\*</sup>(抄)(細字ハ現行商法中ノ参照條文)

第四十二條ニ左の一項ヲ加フ

會社ノ住駛ハ其本店ノ所在地ニ在ルモノトス

營利ヲ目的トスル社團ニシテ本編ノ規定ニ依リ設立シタルモノハ商行爲ヲ爲スヲ業トセサルモ之ヲ會社ト看做ス

第四十八條ノ二 本編ノ規定ニ依リ登記スヘキ事項ニシテ官廳ノ許可ヲ要スルモノハ其許可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第四十二條 本法ニ於テ會社トハ商行爲ヲ爲スヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタル社團ヲ謂フ

第四十八條 會社カ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル行爲ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其解散ヲ命スルコトヲ得

第四十四條ノ二 會社ハ他ノ會社ノ無限責任社員ト爲ルコトヲ得ス

第五十一條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

第四十四條ノ三 會社ハ合併ヲ爲スコトヲ得

七 數人ノ社員カ共同シテ會社ヲ代表スヘキコトヲ定メタルトキハ其代表ニ關スル規定

合併ニ因リテ會社ヲ設立スル場合ニ於テハ定款ノ作成其他設立ニ關スル行爲ハ各會社ニ於テ選任シタル者共同シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第五十一條 會社ハ定款ヲ作リタル日ヨリ二週間内ニ其本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第七十七條、第二百九條及ヒ第二百四十四條ノ規定

一 前條第一號乃至第三號ニ掲ケタル事項

ハ前項ノ選任ニ之ヲ準用ス

二 本店及ヒ支店

第四十四條 會社ハ之ヲ法人トス

三 設立ノ年月日

四 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其時期又

ハ事由

五 社員ノ出資ノ種類及ヒ財産ノ目的トスル出資ノ價格  
六 會社ヲ代表スヘキ社員ヲ定メタルトキハ其氏名

會社設立ノ後支店ヲ設ケタルトキハ其支店ノ所在地ニ於テ  
ハ二週間内ニ前項ニ定メタル登記ヲ爲シ本店及ヒ他ノ支店  
ノ所在地ニ於テハ同期間内ニ其支店ヲ設ケタルコトヲ登記  
スルコトヲ要ス

本店又ハ支店ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄區域内ニ於  
テ新ニ支店ヲ設ケタルトキハ其支店ヲ設ケタルコトヲ登記  
スルヲ以テ足ル

第六十一條ノ二 會社ハ定款又ハ總社員ノ同意ヲ以テ  
數人ノ社員カ共同シテ會社ヲ代表スヘキ旨ヲ定ムル  
コトヲ得

第三十條ノ二第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用  
ス

第六十一條 定款又ハ總社員ノ同意ヲ以テ特ニ會社ヲ代表ス  
ヘキ社員ヲ定メサルトキハ各社員會社ヲ代表ス

第八十三條ノ二 合名會社ハ總社員ノ同意ヲ以テ其組  
織ヲ變更シテ之ヲ合資會社ト爲スコトヲ得

第七十八條及ヒ第七十九條第一項第二項ノ規定ハ前

項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十三條ノ三 前條ノ場合ニ於テ會社ハ組織變更ニ

付キ債權者ノ承認ヲ得又ハ第七十九條第二項ニ定メ  
タル義務ヲ履行シタル後二週間内ニ其本店及ヒ支店  
ノ所在地ニ於テ合名會社ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ  
合資會社ニ付テハ第七十條ニ定メタル登記ヲ爲スコ  
トヲ要ス

第八十三條ノ四 合名會社ハ總社員ノ同意ヲ以テ有限  
責任社員ヲ加入セシメ之ヲ合資會社ト爲スコトヲ得  
此場合ニ於テハ合資會社ト爲リタル時ヨリ二週間内  
ニ前條ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ要ス

第八十三條 已ムコトヲ得サル事由アルトキハ各社員ハ會社  
ノ解散ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但裁判所ハ社員ノ請求  
ニ因リ會社ノ解散ニ代ヘテ或社員ヲ除名スルコトヲ得

第八十六條中「後十三條」ヲ「後十五條」ニ改ム

第八十六條 前條ノ規定ニ依リテ會社財産ノ處分方法ヲ定メ  
サリシトキハ合併及ヒ破産ノ場合ヲ除ク外後十三條ノ規定  
ニ從ヒテ清算ヲ爲スコトヲ要ス

第九十條 清算人ノ選任アリタルトキハ其清算人ハ二

週間内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一 清算人ノ氏名、住所

二 會社ヲ代表スヘキ清算人ヲ定メタルトキハ其氏名

三 數人ノ清算人カ共同シテ會社ヲ代表スヘキコトヲ定メタルトキハ其代表ニ關スル規定

第九十條 清算人ノ選任アリタルトキハ其清算人ハ二週間内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ自己ノ氏名住所ヲ登記スルコトヲ要ス

第九十一條第二項中「清算人」ヲ「會社ヲ代表スヘキ清算人」ニ改ム

第九十一條ノ二 會社ハ辨濟期ニ至ラサル債權ト雖モ之ヲ辨濟スルコトヲ要ス

條件附債權又ハ存續期間ノ不確定ナル債權ハ裁判所ニ於テ選任シタル鑑定人ノ評價ニ從ヒテ之ヲ辨濟スルコトヲ要ス

第九十一條 清算人ノ職務左ノ如シ

一 現務ノ結了

二 債權ノ取立及ヒ債務ノ辨濟

三 殘餘財産ノ分配

清算人ハ前項ノ職務ヲ行フ爲メニ必要ナル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

清算人ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

民法第八十二條ノ規定ハ合名會社ノ清算ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十三條但書を削ル

第九十三條ノ二 第六十一條及ヒ第六十一條ノ二ノ規定ハ清算人ニ之ヲ準用ス

裁判所カ數人ノ清算人ヲ選任スル場合ニ於テ會社ヲ代表スヘキ者ヲ定メス又ハ數人カ共同シテ會社ヲ代表スヘキコトヲ定メサルトキハ其清算人ハ各自會社ヲ代表ス

第九十三條 清算人數人アルトキハ清算ニ關スル行爲ハ其過半數ヲ以テ之ヲ決ス但第三者ニ對シテハ各自會社ヲ代表ス

第九十七條 第九十條ニ掲ケタル事項中ニ變更ヲ生シタルトキハ清算人ハ二週間内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ之ヲ登記スルコトヲ要ス

第九十七條 清算人ノ解任又ハ變更ハ二週間内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ之ヲ登記スルコトヲ要ス

第九十九條ノ二 會社カ事業ニ著シタル後社員カ其設立ノ無効ナルコトヲ發見シタルトキハ訴ヲ以テノミ其無効ヲ主張スルコトヲ得

第九十九條ノ三 前條ノ訴ハ本店ノ所在地ノ地方裁判所ノ管轄ニ專屬ス

數個ノ訴カ同時ニ繫屬スルトキハ辯論及ヒ裁判ハ併合シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第九十九條ノ四 設立ヲ無効トスル判決ハ當事者ニ非サル社員ニ對シテモ其效力ヲ有ス

原告カ敗訴シタル場合ニ於テ惡意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ會社ニ對シ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ス

第九十九條ノ五 設立ヲ無効トスル判決カ確定シタルトキハ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ其登記ヲ爲スコトヲ要ス

第九十九條ノ六 設立ヲ無効トスル判決カ確定シタル

トキハ解散ノ場合ニ準シテ清算ヲ爲スコトヲ要ス此場合ニ於テハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ清算人ヲ選任ス

設立ヲ無効トスル判決ハ會社ト第三者トノ間ニ成立シタル行爲ノ效力ニ影響ヲ及ホサス

第九十九條 清算カ終了シタルトキハ清算人ハ遲滞ナク本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ其登記ヲ爲スコトヲ要ス

第百條 會社カ事業ニ著手シタル後其設立ヲ取消サレタルトキハ二週間内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ其登記ヲ爲スコトヲ要ス此場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第百條 會社カ事業ニ著手シタル後其設立ヲ取消サレタルトキハ解散ノ場合ニ準シテ清算ヲ爲スコトヲ要ス此場合ニ於テハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ清算人ヲ選任ス

第百十八條ノ二 合資會社ハ總社員ノ同意ヲ以テ其組織ヲ變更シテ之ヲ合名會社ト爲スコトヲ得此場合ニ於テハ前條第二項ノ規定ヲ準用ス

第百十八條 合資會社ハ無限責任社員又ハ有限責任社員ノ全員カ退社シタルトキハ解散ス但有限責任社員ノ全員カ退社



シタル場合ニ於テ無限責任社員ハ一致ヲ以テ合名會社トシテ會社ヲ繼續スルコトヲ妨ケス

前項但書ノ場合ニ於テハ二週間内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ合資會社ニ付テハ解散ノ登記ヲ合名會社ニ付テハ第五十一條第一項ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ要ス

第百二十條中第五號ヲ削リ第六號ヲ第五號トシ以下順次線上ク

第百二十條 發起人ハ定款ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載シテ署名スルコトヲ要ス

- 一 目的
- 二 商號
- 三 資本ノ總額
- 四 一株ノ金額
- 五 取締役力有スヘキ株式ノ數
- 六 本店及ヒ支店ノ所在地
- 七 會社カ公告ヲ爲ス方法
- 八 發起人ノ氏名、住所

第百二十一條第一項中「第五號乃至第七號」ヲ「第五號及ヒ第六號」ニ改ム

第百二十一條 前條第五號乃至第七號ニ掲ケタル事項ヲ定款ニ記載セサリシトキハ創立總會又ハ株主總會ニ於テ之ヲ補

足スルコトヲ得

前項ノ株主總會ノ決議ハ第二百九條ノ規定ニ從ヒテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第百二十六條第一項中「株式ノ數」ノ下ニ「及ヒ住所」ヲ加ヘ同條第二項ニ左ノ一號ヲ加フ

五 一定ノ時期マテニ會社カ成立セサルトキハ株式ノ申込ヲ取消スコトヲ得ヘキコト

第百二十六條ノ二 第百七十二條ノ二ノ規定ハ株式申込人又ハ株式引受人ニ對スル通知及ヒ催告ニ之ヲ準用ス

第百二十六條 株式ノ申込ヲ爲サントスル者ハ株式申込證ニ通ニ其引受クヘキ株式ノ數ヲ記載シ之ニ署名スルコトヲ要ス

株式申込證ハ發起人之ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 定款作成ノ年月日
  - 二 第百二十條及ヒ第百二十二條ニ掲ケタル事項
  - 三 各發起人カ引受ケタル株式ノ數
  - 四 第一回拂込ノ金額
- 額面以上ノ價格ヲ以テ株式ヲ發行スル場合ニ於テハ株式申

込人ハ株式会社申込證ニ引受價額ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百三十一條第三項ヲ左ノ如ク改ム

第五十六條第一項、第二項、第六十一條第三項、

第四項、第六十二條乃至第六十三條ノ二及ヒ第七

百六十三條ノ四ノ規定ハ創立總會ニ之ヲ準用ス

第三百三十一條 各株ニ付キ第三百二十九條ノ拂込アリタルトキ

ハ發起人ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スルコトヲ要ス

創立總會ニハ株式引受人ノ半数以上ニシテ資本ノ半額以上

ヲ引受ケタル者出席シ其議決權ノ過半数ヲ以テ一切ノ決議

ヲ爲ス

第五十六條第一項、第二項及ヒ第六十一條第三項、第

四項、第六十二條及ヒ第六十三條第一項、第二項ノ規

定ハ創立總會ニ之ヲ準用ス

第四百十條 削除

第四百十條 株式總數ノ引受アリタル後一年内ニ第二百二十九

條ノ拂込カ終ハラサルトキ又ハ其拂込カ終ハリタル後六個

月内ニ發起人カ創立總會ヲ招集セサルトキハ株式引受人ハ

其申込ヲ取消シ拂込ミタル金額ノ返還ヲ請求スルコトヲ

得

第四百十一條 第一項第一號中「第七號」ヲ「第六號」

ニ改メ同項ニ左ノ二號ヲ加フ

八 會社ヲ代表スヘキ取締役ヲ定メタルトキハ其

氏名

九 數人ノ取締役カ共同シテ會社ヲ代表スヘキコ

トヲ定メタルトキハ其代表ニ關スル規定

第四百十一條 會社ハ發起人カ株式ノ總數ヲ引受ケタルトキ

ハ第三百二十四條ニ定メタル調査終了ノ日ヨリ又發起人カ株

式ノ總數ヲ引受ケサリシトキハ創立總會終結ノ日ヨリ二週

間内ニ其本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スル

コトヲ要ス

一 第二百十條第一號乃至第四號及ヒ第七號ニ掲ケタル

事項

二 本店及ヒ支店

三 設立ノ年月日

四 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其時期又

ハ事由

五 各株ニ付キ拂込ミタル株金額

六 開業前ニ利息ヲ配當スヘキコトヲ定メタルトキハ其

利率

七 取締役及ヒ監査役ノ氏名、住所

第五十一條第二項、第三項、第五十二條及ヒ第五十三條ノ

規定ハ株式會社ニ之ヲ準用ス

第四百二十二條ノ二 發起人カ會社ノ設立ニ關シ其任務ヲ怠リタルトキハ會社ニ對シ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ス

發起人ニ惡意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ其發起人ハ第三者ニ對シテモ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ス

第四百二十二條ノ三 會社カ成立セサル場合ニ於テハ發起人ハ會社ノ設立ニ關シテ爲シタル行爲ニ付キ連帶シテ其責ニ任ス

前項ノ場合ニ於テ會社ノ設立ニ關シテ支出シタル費用ハ發起人ノ負擔トス

第四百二十二條ノ四 取締役及ヒ監査役カ第三百三十四條第一項ニ定メタル任務ヲ怠リタルトキハ會社ニ對シ發起人ト連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ス

第四百二十二條 會社カ前條第一項ノ規定ニ從ヒ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲シタル後ハ株式引受人ハ詐欺又ハ強迫ニ因リテ其申込ヲ取消スコトヲ得ス

第四百十五條第二項但書ヲ削ル

第四百十五條 株式ノ金額ハ均一ナルコトヲ要ス

株式ノ金額ハ五十圓ヲ下ルコトヲ得ス但一時ニ株金ノ全額ヲ拂込ムヘキ場合ニ限り之ヲ二十圓マテニ下スコトヲ得

第四百十八條中「署名スルコト」ヲ「署名シ又ハ記名、捺印スルコト」ニ改ム

第四百十八條 株券ニハ左ノ事項及ヒ番號ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

一 會社ノ商號

二 第四百十一條第一項ノ規定ニ從ヒ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲シタル年月日

三 資本ノ總額

四 一株ノ金額

一時ニ株金ノ全額ヲ拂込マシメサル場合ニ於テハ拂込アル毎ニ其金額ヲ株券ニ記載スルコトヲ要ス

第四百十五條中「讓渡」ヲ「移轉」ニ、「讓受人」ヲ「取得者」ニ改ム

第四百十五條 記名株式ノ讓渡ハ讓受人ノ氏名、住所ヲ株主名簿ニ記載シ且其氏名ヲ株券ニ記載スルニ非サレハ之ヲ以テ會社其他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第四百二十二條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ニ依リ會社カ株主ニ對シ其權利ヲ失フヘキ旨ヲ通知スルトキハ會社ハ其通知スヘキ事項ヲ公告スルコトヲ要ス

第百五十二條 株金ノ拂込ハ二週間前ニ之ヲ各株主ニ催告スルコトヲ要ス

株主カ期日ニ拂込ヲ爲ササルトキハ會社ハ更ニ一定ノ期間内ニ其拂込ヲ爲スヘキ旨及ヒ其期間内ニ之ヲ爲ササルトキハ株主ノ權利ヲ失フヘキ旨ヲ其株主ニ通知スルコトヲ得但  
其期間ハ二週間ヲ下ルコトヲ得ス

第百五十三條ノ二 前條第一項ノ規定ニ依リ株主カ其權利ヲ失ヒタルトキハ會社ハ遲滞ナク其株主ノ氏名、住所及ヒ株券ノ番號ヲ公告スルコトヲ要ス

第百五十三條 會社カ前條ニ定メタル手續ヲ踐ミタルモ株主カ拂込ヲ爲ササルトキハ其權利ヲ失フ

前項ノ場合ニ於テハ會社ハ株式ノ各讓渡人ニ對シ二週間ヲ下ラサル期間内ニ拂込ヲ爲スヘキ旨ノ催告ヲ發スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ最モ先ニ滯納金額ノ拂込ヲ爲シタル讓渡人株式ヲ取得ス

讓渡人カ拂込ヲ爲ササルトキハ會社ハ株式ヲ競賣スルコトヲ要ス此場合ニ於テ競賣ニ依リテ得タル金額カ滯納金額ニ

滿タサルトキハ從前ノ株主ヲシテ其不足額ヲ辨濟セシムルコトヲ得若シ從前ノ株主カ二週間内ニ之ヲ辨濟セサルトキハ會社ハ讓渡人ニ對シテ其辨濟ヲ請求スルコトヲ得  
前三項ノ規定ハ會社カ損害賠償及ヒ定款ヲ以テ定メタル違約金ノ請求ヲ爲スコトヲ妨ケス

第百五十四條中「前條」ヲ「第百五十三條」ニ改ム

第百五十四條 前條ニ定メタル讓渡人ノ責任ハ讓渡ヲ株主名簿ニ記載シタル後二年ヲ經過シタルトキハ消滅ス

第百五十五條ノ二 無記名式ノ株券ヲ有スル者カ株主ノ權利ヲ行ハントスルトキハ其權利ノ行使ニ必要ナル員數ノ株券ヲ會社ニ供託スルコトヲ要ス

第百五十五條 株金全額ノ拂込アリタルトキハ株主ハ其株券ヲ無記名式ト爲スコトヲ請求スルコトヲ得  
株主ハ何時ニテモ其無記名式ノ株券ヲ記名式ト爲スコトヲ請求スルコトヲ得

第百五十六條第二項中「總會ノ目的及ヒ總會ニ於テ決議スヘキ事項」ヲ「會議ノ目的タル事項」ニ改ム

第百五十六條 總會ヲ招集スルニハ會日ヨリ二週間前ニ各株主ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス  
前項ノ通知ニハ總會ノ目的及ヒ總會ニ於テ決議スヘキ事項

ヲ記載スルコトヲ要ス

會社カ無記名式ノ株券ヲ發行シタル場合ニ於テハ會日ヨリ  
三週間前ニ總會ヲ開クヘキ旨及ヒ前項ニ掲ケタル事項ヲ公  
告スルコトヲ要ス

### 第百五十八條 削除

第百五十八條 定時總會ハ取締役カ提出シタル書類及ヒ監査

役ノ報告書ヲ調査シ且利益又ハ利息ノ配當ヲ決議ス

前項ニ掲ケタル書類ノ當否ヲ調査セシムル爲メ總會ハ特ニ  
検査役ヲ選任スルコトヲ得

第百六十條第一項中「總會ノ目的」ヲ「會議ノ目的タ  
ル事項」ニ改ム

第百六十條ノ二 總會ハ取締役ノ提出シタル書類及ヒ  
監査役ノ報告書ヲ調査セシムル爲メ特ニ検査役ヲ選  
任スルコトヲ得

第百六十條 資本ノ十分ノ一以上ニ當タル株主ハ總會ノ目的  
及ヒ其招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ取締役ニ提出シテ總  
會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

取締役カ前項ノ請求アリタル後二週間内ニ總會招集ノ手續  
ヲ爲ササルトキハ其請求ヲ爲シタル株主ハ裁判所ノ許可ヲ  
得テ其招集ヲ爲スコトヲ得

第百六十一條第二項ヲ左ノ如ク改ム

無記名式ノ株券ヲ有スル者ハ會日ヨリ一週間前ニ其  
株券ヲ會社ニ供託スルコトヲ要ス

第百六十一條 總會ノ決議ハ本法又ハ定款ニ別段ノ定アル場  
合ヲ除ク外出席シタル株主ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲  
ス

無記名式ノ株券ヲ有スル者ハ會日ヨリ一週間前ニ其株券ヲ  
會社ニ供託スルニ非サレハ其議決權ヲ行フコトヲ得ス

株主ハ代理人ヲ以テ其議決權ヲ行フコトヲ得但其代理人ハ  
代理權ヲ證スル書面ヲ會社ニ差出タスコトヲ要ス

總會ノ決議ニ付キ特別ノ利害關係ヲ有スル者ハ其議決權ヲ  
行フコトヲ得ス

第百六十三條 總會招集ノ手續又ハ其決議ノ方法カ法  
令又ハ定款ニ反スルトキハ株主、取締役又ハ監査役  
ハ訴ヲ以テノミ其決議ノ無効ヲ主張スルコトヲ得

株主ハ總會ニ於テ決議ニ對シ異議ヲ述ヘ又ハ正當ノ  
理由ナクシテ總會ニ出席スルコトヲ拒マレタルトキ  
ニ限り又株主カ總會ニ主席セサル場合ニ於テハ自己  
ニ對スル總會招集ノ手續カ法令又ハ定款ニ反スルコ  
トヲ理由トスルトキニ限り前項ノ訴ヲ提起スルコト

ヲ得

第九十九條ノ三及ヒ第九十九條ノ四ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十三條ノ二 決議無効ノ訴ハ決議ノ日ヨリ一个月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

口頭辯論ハ前項ノ期間ヲ經過シタル後ニ非サレハ之ヲ開始スルコトヲ得ス

第六十三條ノ三 株主カ決議無効ノ訴ヲ提起シタルトキハ會社ノ請求ニ因リ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス但其株主カ取締役又ハ監査役ナルトキハ此限ニ在ラス

第六十三條ノ四 決議シタル事項ノ登記アリタル場合ニ於テ其決議ヲ無効トスル判決力確定シタルトキハ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ其登記ヲ爲スコトヲ要ス

第六十三條 總會招集ノ手續又ハ其決議ノ方法カ法令又ハ定款ニ反スルトキハ株主ハ其決議ノ無効ノ宣告ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ハ決議ノ日ヨリ一个月内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス  
取締役ハ監査役ニ非サル株主カ第一項ノ請求ヲ爲シタルトキハ其株券ヲ供託シ且會社ノ請求ニ因リ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス

第六十四條 取締役ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

會社ト取締役トノ間ノ關係ハ委任ニ關スル規定ニ從フ

第六十四條 取締役ハ株主總會ニ於テ株主中ヨリ之ヲ選任ス

第六十六條但書ヲ削リ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ハ定款ヲ以テ任期中ノ最終ノ配當期ニ關スル定時總會ノ終結ニ至ルマテ其任期ヲ伸長スルコトヲ妨ケス

第六十六條 取締役ノ任期ハ三年ヲ超ユルコトヲ得ス但其任期滿了ノ後之ヲ再選スルコトヲ妨ケス

第六十七條ノ二 取締役ノ任務カ終了シタル場合ニ於テ法律又ハ定款ニ定メタル員數ノ取締役ナキニ至リタルトキハ退任シタル取締役ハ破産及ヒ禁治産ノ場合ヲ除ク外新ニ選任セラレタル取締役カ就職スル

マテ仍ホ取締役ノ權利義務ヲ有ス

第六十七條 取締役ハ何時ニテモ株式總會ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得但任期ノ定アル場合ニ於テ正當ノ理由ナクシテ其任期前ニ之ヲ解任シタルトキハ其取締役ハ會社ニ對シ解任ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第六十八條 定款ヲ以テ取締役力有スヘキ株式ノ數ヲ定メタルトキハ取締役ハ其員數ノ株券ヲ監査役ニ供託スルコトヲ要ス

第六十八條 取締役ハ定款ニ定メタル員數ノ株券ヲ監査役ニ供託スルコトヲ要ス

第七十條 定款又ハ株主總會ノ決議ヲ以テ取締役中會社ヲ代表スヘキ者ヲ定メス又ハ數人ノ取締役力共同シテ會社ヲ代表スヘキコトヲ定メサルトキハ取締役ハ各自會社ヲ代表ス

第三十條ノ二第二項及ヒ第六十二條ノ規定ハ取締役ニ之ヲ準用ス

第七十條 取締役ハ各自會社ヲ代表ス  
第六十二條ノ規定ハ取締役ニ之ヲ準用ス

第七十二條ノ二 會社ノ株主ニ對スル通知又ハ催告

ハ株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其者力會社ニ通知シタル住所ニ宛ツルヲ以テ足ル

前項ノ通知又ハ催告ハ通常其到達スヘカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス

第七十二條 株主名簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 株主ノ姓名、住所

二 各株主ノ株式ノ數及ヒ株券ノ番號

三 各株ニ付キ拂込ミタル株金額及ヒ拂込ノ年月日

四 各株式ノ取得ノ年月日

五 無記名式ノ株券ヲ發行シタルトキハ其數、番號及ヒ發行ノ年月日

第七十三條 第六號ノ次ニ左ノ二號ヲ加ヘ同條第七

號以下順次繰下ク

七 數回ニ分チテ社債ノ拂込ヲ爲サシムルトキハ

其拂込ノ金額及ヒ時期

八 各社債ニ付キ拂込ミタル金額及ヒ拂込ノ年月

日

第七十三條 社債原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 社債権者ノ氏名、住所

二 債券ノ番號

三 社債ノ總額

四 各社債ノ金額

五 社債ノ利率

六 社債償還ノ方法及ヒ期限

七 債券發行ノ年月日

八 各社債ノ取得ノ年月日

九 無記名式ノ債券ヲ發行シタルトキハ其數、番號及ヒ發行ノ年月日

第百七十七條 取締役カ其任務ヲ怠リタルトキハ會社

ニ對シ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ス

取締役カ法令又ハ定款ニ反スル行爲ヲ爲シタルトキ

ハ株主總會ノ決議ニ依リタル場合ト雖モ第三者ニ對

シ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ス

第百七十七條 取締役カ法令又ハ定款ニ反スル行爲ヲ爲シタ

ルトキハ株主總會ノ決議ニ依リタル場合ト雖モ第三者ニ對

シテ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

前項ノ規定ハ其行爲ニ對シ株主總會ニ於テ異議ヲ述ヘ且監  
査役ニ其旨ヲ通知シタル取締役ニハ之ヲ適用セス

第百七十八條第二項中「其株券ヲ供託シ且」ヲ削ル

第百七十八條 株主總會ニ於テ取締役ニ對シテ訴ヲ提起スル

コトヲ決議シタルトキ又ハ之ヲ否決シタル場合ニ於テ資本

ノ十分ノ一以上ニ當タル株主カ之ヲ監査役ニ請求シタルト

キハ會社ハ決議又ハ請求ノ日ヨリ一个月内ニ訴ヲ提起スル

コトヲ要ス

前項ノ請求ヲ爲シタル株主ハ其株券ヲ供託シ且監査役ノ請

求ニ因リ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス

會社カ敗訴シタルトキハ右ノ株主ハ會社ニ對シテノミ損害

賠償ノ責ニ任ス

第百八十條 監査役ノ任期ハ二年ヲ超ユルコトヲ得ス

第百八十條 監査役ノ任期ハ之ヲ一年トス但其任期滿了ノ後

之ヲ再選スルコトヲ妨ケス

第百八十六條 監査役カ會社又ハ第三者ニ對シテ損害

賠償ノ責ニ任スヘキ場合ニ於テ取締役モ亦其責ニ任

スヘキトキハ其監査役及ヒ取締役ハ之ヲ連帶債務者

トス

第百八十六條 監査役カ其任務ヲ怠リタルトキハ會社及ヒ第

三者ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任ス

第百八十七條第二項中「其株券ヲ供託シ且」ヲ削ル

第百八十七條 株式總會ニ於テ監査役ニ對シテ訴ヲ提起スル



コトヲ決議シタルトキ又ハ之ヲ否決シタル場合ニ於テ資本ノ十分ノ一以上ニ當タル株主カ之ヲ取締役ニ請求シタルキハ會社ハ決議又ハ請求ノ日ヨリ一个月内ニ訴ヲ提起スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ第八百八十五條第一項但書及ヒ第二項ノ規定ヲ準用ス

前項ノ請求ヲ爲シタル株主ハ其株券ヲ供託シ且取締役ノ請求ニ因リ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス

會社カ敗訴シタルトキハ右ノ株主ハ會社ニ對シテノミ損害賠償ノ責ニ任ス

### 第八百八十八條 削除

第八百八十八條 監査役ハ其破産又ハ禁治産ニ因リテ退任ス

### 第八百八十九條 第六百六十四條、第六百六十六條第二項、

第六百六十七條、第六百六十七條ノ二、第六百七十七條及

ヒ第六百七十九條ノ規定ハ監査役ニ之ヲ準用ス

第八百八十九條 第六百六十四條、第六百六十七條及ヒ第六百七十九

條ノ規定ハ監査役ニ之ヲ準用ス

### 第九百九十条ノ二 財産目録ニ掲クル財産ノ價額ハ取引

所ノ相場アル財産ニ付テハ財産目録調製ノ時ニ於ケル相場ニ、其他ノ財産ニ付テハ財産目録調製ノ時ニ於ケル價額ニ超ユルコトヲ得ス但其相場又ハ價額カ

財産ノ取得價額又ハ製作價額ニ超ユルトキハ其取得價額又ハ製作價額ニ超ユルコトヲ得ス

第九百九十条 取締役ハ定時總會ノ會日ヨリ一週間前ニ左ノ書類ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

#### 一 財産目録

#### 二 貸借對照表

#### 三 營業報告書

#### 四 損益計算書

#### 五 準備金及ヒ利益又ハ利息ノ配當ニ關スル議案

### 第九百九十一条第一項中「前條」ヲ「第九百九十条」ニ改

#### ム

第九百九十一条 取締役ハ定時總會ノ會日前ニ前條ニ掲ケタル

書類及ヒ監査役ノ報告書ヲ本店ニ備フルコトヲ要ス

株主及ヒ會社ノ債權者ハ營業時間内何時ニテモ前項ニ掲ケタル書類ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得

### 第九百九十八條第二項中「招集セシムルコトヲ得」ノ下

ニ「此總會ニ於テハ前項ノ調査ヲ爲サシムル爲メ特

ニ検査役ヲ選任スルコトヲ得」ヲ加フ

第九百九十八條 裁判所ハ資本ノ十分ノ一以上ニ當タル株主ノ

請求ニ因リ會社ノ業務及ヒ會社財産ノ狀況ヲ調査セシムル

爲メ検査役ヲ選任スルコトヲ得

検査役ハ其調査ノ結果ヲ裁判所ニ報告スルコトヲ要ス此場

合ニ於テ裁判所ハ必要アリト認ムルトキハ監査役ヲシテ株

主總會ヲ招集セシムルコトヲ得

第二百條ノ二 會社ハ前ニ募集シタル社債總額ノ拂込

ヲ爲サシメタル後ニ非サレハ更ニ社債ヲ募集スルコ

トヲ得ス

第二百條 社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ニ超ユルコトヲ得

ス

最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産カ前項ノ金額

ニ滿タサルトキハ社債ノ總額ハ其財産ノ額ニ超ユルコトヲ

得ス

第二百一條中「二十圓」ヲ「五十圓」ニ改ム

第二百一條 各社債ノ金額ハ二十圓ヲ下ルコトヲ得ス

第二百三條 社債ノ募集ニ應セントスル者ハ社債申込

證ニ通ニ其引受クヘキ社債ノ數及ヒ住所ヲ記載シ之

ニ署名スルコトヲ要ス

社債申込證ハ取締役之ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載ス

ルコトヲ要ス

一 會社ノ商號

二 第七十三條第三號乃至第七號ニ掲ケタル事

項

三 社債發行ノ價額又ハ其最低價額

四 會社ノ資本及ヒ拂込ミタル株金ノ總額

五 最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産

ノ額

六 前ニ社債ヲ募集シタルトキハ其償還ヲ了ヘサ

ル總額

社債發行ノ最低價額ヲ定メタル場合ニ於テハ社債應

募者ハ社債申込證ニ應募價額ヲ記載スルコトヲ要ス

第二百三條ノ二 前條ノ規定ハ契約ニ依リ社債ノ總額

ヲ引受クル場合ニハ之ヲ適用セス社債募集ノ委託ヲ

受ケタル者ハ自ら社債ノ一部ヲ引受クル場合ニ於テ

其一部ニ付キ亦同シ

第二百三條 社債ヲ募集セントスルトキハ取締役ハ左ノ事項

ヲ公告スルコトヲ要ス

一 第七十三條第三號乃至第六號ニ掲ケタル事項

二 會社ノ商號

三 前ニ社債ヲ募集シタルトキハ其償還ヲ了ヘサル總額

四 社債發行ノ價額又ハ其最低價額

五 會社ノ資本及ヒ拂込ミタル株金ノ總額

六 最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産

第二百四條 社債ノ募集力完了シタルトキハ取締役ハ

遲滞ナク各社債ニ付キ其全額又ハ第一回ノ拂込ヲ爲

サシムルコトヲ要ス

第二百四條ノ二 社債募集ノ委託ヲ受ケタル者ハ自己

ノ名ヲ以テ會爲ノ爲メニ第二百三條及ヒ前條ニ定メ

タル行爲ヲ爲スコトヲ得

第二百四條ノ三 取締役ハ第二百四條ノ拂込アリタル

日ヨリ二週間内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ左ノ

事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一 第一百七十三條第三號乃至第六號ニ掲ケタル事

項

二 各社債ニ付キ拂込ミタル金額

第五十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

外國ニ於テ社債ヲ募集シタル場合ニ於テ登記スヘキ

事項カ外國ニ於テ生シタルトキハ登記ノ期間ハ其通

知ノ到達シタル時ヨリ之ヲ起算ス

第二百四條 社債ノ募集力完了シタルトキハ取締役ハ各社債

ニ付キ其全額ヲ拂込マシムルコトヲ要ス

取締役ハ前項ノ規定ニ從ヒ全額ノ拂込ヲ受ケタル日ヨリ二

週間内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ第二百三條第三號

乃至第六號ニ掲ケタル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

レハ之ヲ發行スルコトヲ得ス

債券ニハ會社ノ商號及ヒ第一百七十三條第二號乃至第

六號ニ掲ケタル事項ヲ記載シ取締役之ニ署名シ又ハ

記名捺印スルコトヲ要ス

第二百五條 債券ニハ第二百三條第一號及ヒ第二號ニ掲ケタ

ル事項及ヒ番號ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

第二百六條中「讓渡」ヲ「移轉」ニ「讓受人」ヲ「取

得者」ニ改ム

第二百六條 記名社債ノ讓渡ハ讓受人ノ氏名、住所ヲ社債原

簿ニ記載シ且其氏名ヲ債券ニ記載スルニ非サレハ之ヲ以テ

會社其他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第二百七條ノ二 第一百七十二條ノ二ノ規定ハ社債應募

者又ハ社債権者ニ對スル通知及ヒ催告ニ之ヲ準用ス  
第二百七條 第一百五十五條ノ規定ハ債券ニ之ヲ準用ス  
第二百八條ニ左ノ一項ヲ加フ

定款ノ變更ニ關スル議案ノ要領ハ第一百五十六條ニ定  
メタル通知及ヒ公告ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第二百八條 定款ハ株主總會ノ決議ニ依リテノミ之ヲ變更ス  
ルコトヲ得

第二百九條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ同條第二項中  
「前項ニ定メタル員數ノ株主」ヲ「前二項ニ定メタ  
ル株主」ニ「一个月ヲ下ラサル期間内」ヲ「一个月  
内」ニ改ム

第六十一條第二項ノ規定ニ依リテ株券ヲ供託セサ  
ル者ハ前項ノ總株主ノ員數ニ之ヲ算入セス

第二百九條 定款ノ變更ハ總株主ノ半數以上ニシテ資本ノ半  
額以上ニ當タル株主出席シ其議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決  
ス

前項ニ定メタル員數ノ株主カ出席セサルトキハ出席シタル  
株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ假決議ヲ爲スコトヲ得此場合  
ニ於テハ各株主ニ對シテ其假決議ノ趣旨ノ通知ヲ發シ且無

記名式ノ株券ヲ發行シタルトキハ其趣旨ヲ公告シ更ニ一  
月ヲ下ラサル期間内ニ第二回ノ株主總會ヲ招集スルコトヲ  
要ス

第二回ノ株主總會ニ於テハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半  
數ヲ以テ假決議ノ認否ヲ決ス

前二項ノ規定ハ會社ノ目的タル事業ヲ變更スル場合ニハ之  
ヲ適用セス

第二百十二條ノ二 會社カ其資本ヲ増加スル場合ニ於  
テ金錢以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲ス者アルト  
キハ其者、其財産ノ種類、價格及ヒ之ニ對シテ與フ  
ル株式ノ數ハ資本増加ノ決議ト同時ニ之ヲ決議スル  
コトヲ要ス

第二百十二條ノ三 株式申込證ハ取締役之ヲ作り之ニ  
左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 會社ノ商號
- 二 増加スヘキ資本ノ總額
- 三 資本増加ノ決議ノ年月日
- 四 第一回拂込ノ金額
- 五 額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行スル場合ニ

於テハ其旨

六 前條ノ規定ニ依リテ決議シタル事項

七 優先株ヲ發行スル場合ニ於テハ其種類及ヒ其各種ノ株式ノ數

八 一定ノ時期マテニ資本増加ノ登記ヲ爲ササル

トキハ株式ノ申込ヲ取消スコトヲ得ヘキコト

數種ノ優先株ヲ發行スル場合ニ於テハ株式申込人ハ株式申込證ニ其引受クヘキ株式ノ種類及ヒ各種ノ株式ノ數ヲ記載スルコトヲ要ス

第二十二條 會社カ優先株ヲ發行シタル場合ニ於テ定款ノ變更カ優先株主ニ損害ヲ及ホスヘキトキハ株主總會ノ決議ノ外優先株主ノ總會ノ決議アルコトヲ要ス  
優先株主ノ總會ニハ株主總會ニ關スル規定ヲ準用ス

### 第二百十四條第一項第三號ヲ削ル

第二百十四條 監査役ハ左ニ掲ケタル事項ヲ調査シ之ヲ株主總會ニ報告スルコトヲ要ス

- 一 新株總數ノ引受アリタルヤ否ヤ
- 二 各新株ニ付キ第二百二十九條ノ拂込アリタルヤ否ヤ
- 三 金錢以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲シタル者アル

トキハ其財産ニ對シテ與フル株式ノ數ノ正當ナルヤ否ヤ

株主總會ハ前項ノ調査及ヒ報告ヲ爲サシムル爲メ特ニ検査役ヲ選任スルコトヲ得

### 第二百十五條 削除

第二百十五條 株主總會ニ於テ金錢以外ノ財産ニ對シテ與フル株式ノ數ヲ不當ト認メタルトキハ之ヲ減少スルコトヲ得此場合ニ於テハ第三百十五條但書ノ規定ヲ準用ス

### 第二百十七條第一項第四號ヲ左ノ如ク改ム

四 優先株ヲ發行シタルトキハ其種類及ヒ其各種ノ株式ノ數

第二百十七條 會社ハ第二百十三條ノ規定ニ依リテ招集シタル株主總會終結ノ日ヨリ二週間内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

- 一 増加シタル資本ノ總額
  - 二 資本増加ノ決議ノ年月日
  - 三 各新株ニ付キ拂込ミタル株金額
  - 四 優先株ヲ發行シタルトキハ其株主ノ權利
- 前項ノ規定ニ從ヒ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スマテハ新株券ノ發行及ヒ新株ノ讓渡又ハ其豫約ヲ爲スコトヲ得ス

### 第二百十九條 第二百二十六條第一項第三項第二百二十六

條ノ二乃至第三百三十條第四百十二條及ヒ第四百十七條第二項ノ規定ハ新株發行ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百十九條 第二百二十七條乃至第三百三十條、第四百十條、

第四百十二條及ヒ第四百十七條第二項ノ規定ハ新株發行ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十條ノ二 資本減少ノ爲メ株式ヲ併合スヘキ場合ニ於テハ會社ハ株主ニ對シ一定ノ期間内ニ株券ヲ會社ニ提供スヘキ旨及ヒ其期間内ニ之ヲ提供セサルトキハ株主ノ權利ヲ失フヘキ旨ヲ通知スルコトヲ得但其期間ハ三個月ヲ下ルコトヲ得ス

第二百二十條ノ三 會社カ前條ニ定メタル手續ヲ踐ミタルモ株主カ株券ヲ提供セサルトキハ其權利ヲ失フ株主カ株券ヲ提供シタル場合ニ於テ併合ニ適セサル株アルトキハ其株ニ付キ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ會社ハ新ニ發行シタル株式ヲ競賣シ且株數ニ應シテ其代金ヲ從前ノ株主ニ交付スルコトヲ要ス

第二百二十條ノ四 第五百十二條第三項及ヒ第五百十

三條ノ二ノ規定ハ前二條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十條ノ五 株式併合ノ場合ニ於テ從前ノ株式

ヲ目的トスル質權ハ併合ニ因リテ株主カ受クヘキ株式及ヒ金錢ノ上ニ存在ス

第二百二十條 株主總會ニ於テ資本減少ノ決議ヲ爲ストキハ同時ニ其減少ノ方法ヲ決議スルコトヲ要ス

第七十八條乃至第八十條ノ規定ハ資本減少ノ場合ニ之ヲ準用ス

### 第二百二十三條 削除

第二百二十三條 會社カ合併ヲ爲サント欲スルトキハ其旨ヲ公告シテ株主總會ノ會日前一個月ヲ超エサル期間及ヒ開會中記名株ノ讓渡ヲ停止スルコトヲ得

株主總會ニ於テ合併ノ決議ヲ爲シタルトキハ其決議ノ日ヨリ第八十一條ノ規定ニ從ヒ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スマテハ株主ハ其記名株ヲ讓渡スルコトヲ得ス

### 第二百二十五條ニ左ノ一項ヲ加フ

第二百二十條ノ二乃至第二百二十條ノ五ノ規定ハ會社ノ合併ニ因ル株式併合ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十五條 第七十六條及ヒ第七十八條乃至第八十二條ノ規定ハ株式會社ニ之ヲ準用ス

第二百二十七條第二項ヲ削ル

第二百二十七條ノ二 清算人ハ財産目録、貸借對照表

及ヒ事務報告書ヲ作り定時總會ノ會日ヨリ一週間前

ニ之ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

第二百二十七條 清算人ハ就職ノ後遲滞ナク會社財産ノ現況

ヲ調査シ財産目録及ヒ貸借對照表ヲ作り之ヲ株主總會ニ提

出シテ其承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第二百五十八條第二項及ヒ第九十二條第二項ノ規定ハ前項

ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百三十條第二項ヲ削ル

第二百三十條 清算事務力終ハリタルトキハ清算人ハ遲滞ナ

ク決算報告書ヲ作り之ヲ株主總會ニ提出シテ其承認ヲ求ム

ルコトヲ要ス

第一百五十八條第二項及ヒ第九十三條ノ規定ハ前項ノ場合

ニ之ヲ準用ス

第二百三十一條 削除

第二百三十一條 總會招集ノ手續又ハ其決議ノ方法カ法令又

ハ定款ニ反スルトキハ清算人ハ其決算ノ無効ノ宣告ヲ請求

スルコトヲ要ス

第二百三十二條 削除

第二百三十二條 會社カ事業ニ着手シタル後其設立ノ無効ナ

ルコトヲ發見シタルトキハ解散ノ場合ニ準シテ清算ヲ爲ス

コトヲ要ス此場合ニ於テハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因

リ清算人ヲ選任ス

第二百三十四條 第八十四條、第八十九條乃至第九十

三條、第九十三條ノ二第二項、第九十五條、第九十

七條第九十九條乃至第九十九條ノ六、第五百七十七條

乃至第六百六十條ノ二、第六百六十三條乃至第六百六十

三條ノ四、第六百六十四條第二項第六百六十七條ノ二第百

七十條、第七百七十六條乃至第七百七十八條第八十一

條、第八十三條乃至第八十七條、第九十一條

乃至第九十三條及ヒ民法第七十九條、第八十條ノ

規定ハ株式會社ノ清算ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百三十四條 第八十四條、第八十九條乃至第九十三條、

第九十五條、第九十七條、第九十九條、第一百五十九條、第

百六十條、第六百六十三條、第七百七十六條乃至第七百八十

條、第八十一條、第八十三條乃至第八十五條第八十七

條、及ヒ民法第七十九條第八十條ノ規定ハ株式會社ノ清算

ノ場合ニ之ヲ準用ス

ヲ「第四號乃至第六號」ニ改ム

第二百三十七條 無限責任社員ハ發起人ト爲リテ定款ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載シテ署名スルコトヲ要ス

一 第一百二十條第一號、第二號、第四號、第六號及ヒ第七號ニ掲ケタル事項

二 株金ノ總額

三 無限責任社員ノ氏名、住所

四 無限責任社員ノ株金以外ノ出資ノ種類及ヒ價格又ハ評價ノ標準

第二百三十八條第二項第一號中「第四號」ノ下ニ「第五號」ヲ加フ

第二百三十八條 無限責任社員ハ株主ヲ募集スルコトヲ要ス

株式申込證ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 第一百二十二條第百二十六條第二項第一號第四號及ヒ

前條ニ掲ケタル事項

二 無限責任社員カ株式ヲ引受ケタルトキハ其各自カ引

受ケタル株式ノ數

第二百四十二條第一號中「第七號」ヲ「第六號」ニ改

メ同條ニ左ノ一號ヲ加フ

七 數人ノ無限責任社員カ共同シテ會社ヲ代表ス

ヘキコトヲ定メタルトキハ其代表ニ關スル規定

第二百四十二條 會社ハ創立總會終結ノ日ヨリ二週間内ニ其本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一 第一百二十條第一號、第二號、第四號、第七號及ヒ第七百四十一條第一項第二號乃至第六號ニ掲ケタル事項

二 株金ノ總額

三 無限責任社員ノ氏名、住所

四 無限責任社員ノ株金以外ノ出資ノ種類及ヒ財産ヲ目的トスル出資ノ價格

五 會社ヲ代表スヘキ無限責任社員ヲ定メタルトキハ其氏名

六 監査役ノ氏名、住所

第二百五十一條中「第二十七條第一項及ヒ第二

百三十條第一項」ヲ「第二百二十七條、第二百二十七

條ノ二及ヒ第二百三十條」ニ改ム

第二百五十一條 清算人ハ第二十七條第一項及ヒ第二

百三十條第一項ニ定メタル計算ニ付キ株主總會ノ承認ノ外無

限責任社員全員ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第二百五十三條第二項ヲ左ノ如ク改ム

第七十八條、第七十九條第一項、第二項及ヒ第八十



三條ノ三ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百五十三條 前條ノ場合ニ於テハ株主總會ハ直チニ株式

會社ノ組織ニ必要ナル事項ヲ決議スルコトヲ要ス此總會ニ於テハ無限責任社員モ亦其引受クヘキ株式ノ數ニ應シテ議決權ヲ行フコトヲ得

第七十八條及ヒ第七十九條第一項、第二項ノ規定ハ前項ノ

場合ニ之ヲ準用ス

## 第二百五十四條 削除

第二百五十四條 會社ハ組織變更ニ付キ債權者ノ承認ヲ得又

ハ第七十九條第二項ニ定メタル義務ヲ履行シタル後二週間内ニ其本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ株式合資會社ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ株式會社ニ付テハ第四百四十一條第一項ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二百五十九條中「第二百五十五條第一項」ノ下ニ「第

二百五十五條第一項」ヲ加ヘ「株式ノ發行」ヲ「株券若クハ債券ノ發行」ニ改ム

第二百五十九條、第四百十七條、第四百十九條、第五百十條

第一百五十五條第一項、第二百六條、第二百七條及ヒ第二百十七條第二項ノ規定ハ日本ニ於テスル外國會社ノ株式ノ發行及ヒ其株式若クハ社債ノ讓渡ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テハ始メテ日本ニ設ケタル支店ヲ以テ本店ト看做ス

第二百六十一條 取締役、株式合資會社ノ業務ヲ執行

スル社員、監査役又ハ株式會社若クハ株式合資會社ノ清算人若クハ支配人カ其任務ニ背キタル行爲ヲ爲シ會社ニ財産上ノ損害ヲ加ヘタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二百六十一條ノ二 發起人、取締役、株式合資會社

ノ業務ヲ執行スル社員、監査役又ハ檢査役カ會社ノ設立若クハ資本ノ増加又ハ其登記ヲ爲シ若クハ之ヲ爲サシムル目的ヲ以テ裁判所又ハ總會ニ對シ左ニ掲ケタル事項ニ付キ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキハ五年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 會社ノ設立又ハ資本増加ノ場合ニ於ケル株式

總數ノ引受

二 會社ノ設立又ハ資本増加ノ場合ニ於ケル第百

二十九條ノ拂込

三 第二百二十二條第三號乃至第五號又ハ第二百十

二條ノ二三掲ケタル事項

第二百六十一條ノ三 發起人、會社ノ業務ヲ執行スル

社員、取締役、外國會社ノ代表者、監査役、清算人

又ハ検査役ハ左ノ場合ニ於テハ三年以下ノ懲役若ク

ハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 會社ノ業務又ハ會社財産ノ狀況ニ付キ裁判所

又ハ總會ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱

蔽シタルトキ

二 會社ノ業務又ハ會社財産ノ狀況ニ付キ不正ノ

公告ヲ爲シタルトキ

三 會社ノ業務又ハ會社財産ノ狀況ニ付キ會社ノ

帳簿又ハ書類ニ記スヘキ事項ヲ記載セス又ハ不

正ノ記載ヲ爲シタルトキ

四 法令ノ規定ニ依リ會社ニ備ヘ置クヘキ帳簿又

ハ書類ヲ本店又ハ支店ニ備ヘ置カサルトキ

五 法令ノ規定ニ違反シテ株券ヲ發行シタルトキ、

株券ニ第四百四十八條第二項ノ金額ヲ記載セス若

クハ其金額ニ付キ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ又

ハ第五百五十五條第一項ノ規定ニ違反シテ株券ヲ

無記名式ト爲シタルトキ

六 法令ノ規定ニ違反シテ社債ヲ募集シ又ハ債券

ヲ發行シタルトキ

社債募集ノ委託アリタル場合ニ於テ受託者、受託會

社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役又ハ受託外國會社

ノ代表者カ前項第二號ニ掲ケタル行爲ヲ爲シタルト

キ亦同シ

前二項ノ行爲カ過失ニ出テタルトキハ三千圓以下ノ

罰金ニ處ス

第二百六十一條ノ四 發起人、會社ノ業務ヲ執行スル

社員、取締役、外國會社ノ代表者、監査役又ハ清算

人ハ左ノ場合ニ於テハ二年以下ノ懲役若クハ禁錮又

ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第七十八條乃至第八十條ノ規定ニ違反シテ合

併、會社財産ノ處分、資本ノ減少又ハ組織ノ變

更ヲ爲シタルトキ

二 第七十四條第二項又ハ民法第八十一條ノ規

- 定ニ依リ破産宣告ノ請求ヲ爲スヘキ場合ニ於テ  
其請求ヲ爲サスシテ會社財産ヲ處分シタルトキ  
三 検査役ノ調査ヲ妨ケタルトキ  
四 會社力裁判所ノ命令ニ因リテ解散シタル場合  
ニ於テ清算人ニ事務ヲ引渡ヲ爲サルトキ  
五 清算ノ結了ヲ遅延セシムル目的ヲ以テ民法第  
七十九條ノ期間ヲ不當ニ定メタルトキ  
六 一部ノ債權者ヲ利スル目的ヲ以テ民法第七十  
九條ノ期間内ニ之ニ辨濟ヲ爲シタルトキ  
七 債權者ヲ害スル目的ヲ以テ第九十五條ノ規定  
ニ違反シ會社財産ヲ分配シタルトキ  
八 第二百六十條ノ規定ニ依ル裁判所ノ命令ニ違  
反シタルトキ  
前項ノ行爲カ過失ニ出テタルトキハ二千圓以下ノ罰  
金ニ處ス  
第二百六十一條ノ五 他人ノ株券ヲ使用シ其他詐欺ノ  
所爲ニ因リ議決權ヲ行ヒ又ハ第九十九條ノ二、第百  
六十條、第百六十三條、第百七十八條、第百八十七

- 條、第百九十八條若クハ第二百二十八條第二項ノ規  
定ニ依ル株式引受人若クハ株主ノ權利ヲ行ヒタル者  
ハ一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ  
處ス  
發起人、取締役、株式合資會社ノ業務ヲ執行スル社  
員、監査役又ハ株式會社若クハ株式合資會社ノ清算  
人若クハ支配人カ前項ノ行爲ヲ爲シ又ハ之ニ加功シ  
タルトキハ三年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ三千圓以  
下ノ罰金ニ處ス  
第二百六十一條ノ六 議決權ノ行使ニ關シ不正ノ利益  
ヲ收受若クハ要求シ又ハ之ヲ收受スルコトヲ約束シ  
タル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス  
不正ノ利益ヲ交付若クハ提供シ又ハ之ヲ交付スルコ  
トヲ約束シタル者亦同シ  
前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其刑ヲ減輕  
又ハ免除スルコトヲ得  
發起人、取締役、株式合資會社ノ業務ヲ執行スル社  
員、監査役又ハ株式會社若クハ株式合資會社ノ清算

人若クハ支配人カ第一項若クハ第二項ノ行爲ヲ爲シ又ハ之ニ加功シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百六十一條ノ七 發起人、取締役、株式合資會社ノ業務ヲ執行スル社員、監査役、株式會社若クハ株式合資會社ノ清算人若クハ支配人又ハ検査役カ職務ノ執行ニ關シ不正ノ利益ヲ收受若クハ要求シ又ハ之ヲ收受スルコトヲ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ニ掲ケタル者ニ不正ノ利益ヲ交付若クハ提供シ又ハ之ヲ交付スルコトヲ約束シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第二百六十一條ノ八 前二條ノ場合ニ於テ收受シタル利益ハ之ヲ沒收ス若シ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其價額ヲ追徴ス

第二百六十一條 發起人、會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締

役、外國會社ノ代表者、監査役又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五百圓以上五百圓以下ノ過料ニ處セラル

一 本編ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

二 本編ニ定メタル公告若クハ通知ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告若クハ通知ヲ爲シタルトキ

三 本編ノ規定ニ依リ閱覽ヲ許スヘキ書類ヲ正當ノ理由ナクシテ閱覽セシメサリシトキ

四 本編ノ規定ニ依ル調査ヲ妨ケタルトキ

五 第四十六條ノ規定ニ違反シテ開業ノ準備ニ著手シタルトキ

六 第二百六十六條第二項及ヒ第二百三十八條第二項ノ規定ニ反シ株式申込證ヲ作ラス、之ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

七 第四百四十七條第一項又ハ第二百四十七條第二項ノ規定ニ違反シテ株券ヲ發行シタルトキ

八 株券又ハ債券ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

九 定款、株主名簿、社債原簿、總會ノ決議録、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及ヒ準備金並ニ利益又ハ利息ノ配當ニ關スル議案ヲ本店若クハ支店ニ備ヘ置カス、之ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ之ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

十 第七百七十四條第二項又ハ第九十八條第二項ノ規定ニ反シテ株主總會ヲ召集セサルトキ

第二百六十二條 發起人、會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、外國會社ノ代表者、監査役又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス但其行爲ニ付キ刑ヲ科スヘキトキハ此限ニ在ラス

一 官廳又ハ總會ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

二 本編ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

三 本編ニ定メタル公告若クハ通知ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告若クハ通知ヲ爲シタルトキ

四 本編ノ規定ニ依リ閱覽ヲ許スヘキ書類ヲ正當ノ理由ナクシテ閱覽セシメサリシトキ

五 本編ノ規定ニ依ル検査又ハ調査ヲ妨ケタルトキ

六 本編ノ規定ニ違反シ株主總會ヲ召集セサリシトキ

七 第四十六條ノ規定ニ違反シテ開業ノ準備ニ着手シタルトキ

八 第七百七十四條第二項又ハ民法第八十一條ノ規定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

九 第九十四條ノ規定ニ違反シ準備金ヲ積立テサルトキ

十 株式申込證又ハ社債申込證ヲ作ラス、之ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

十一 株券又ハ債券ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

十二 其他重要ナル義務ヲ盡ササルトキ

第二百六十二條ノ二 第四十四條ノ三第二項ノ規定ニ依リテ選任セラレタル者ハ本章ノ適用ニ付テハ之ヲ發起人ト看做ス

第二百六十二條 發起人、會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、外國會社ノ代表者、監査役又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於

テ八十圓以上千圓以下ノ過料ニ處セラレ

一 官廳又ハ總會ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

二 第七十八條乃至第八十條ノ規定ニ違反シテ合併、會社財産ノ處分、資本ノ減少又ハ組織ノ變更ヲ爲シタルトキ

三 検査役ノ調査ヲ妨ケタルトキ

四 第一百五十一條第一項ノ規定ニ反シ株式ヲ取得シ若クハ質權ノ目的トシテ之ヲ受ケ又ハ同條第二項ノ規定ニ違反シテ之ヲ消却シタルトキ

五 第一百五十五條第一項ノ規定ニ違反シテ株券ヲ無記名式ト爲シタルトキ

六 第七十四條第二項又ハ民法第八十一條ノ規定ニ反シ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

七 第九十四條ノ規定ニ反シ準備金ヲ積立テス又ハ第九十五條第一項若クハ第九十六條ノ規定ニ違反シテ配當ヲ爲シタルトキ

八 第二百條ノ規定ニ違反シテ社債ヲ募集シタルトキ  
九 第二百六十條ノ規定ニ依ル裁判所ノ命令ニ違反シタルトキ

十 民法第七十九條ノ期間内ニ或債權者ニ辨濟ヲ爲シ又ハ第九十五條ノ規定ニ違反シテ會社財産ヲ分配シタルトキ

トキ

\* 法学志林一二卷八号（明治四三年）付録を底本とする。  
冒頭に「法律取調委員会決議」とある。